

平成27年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 5 号）

日 時 平成27年 9 月29日 午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第 1
- 議案第52号 高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定について
 - 議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
 - 議案第54号 市道路線の認定について
 - 議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
 - 議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について
 - 議案第58号 財産の無償譲渡について
 - 議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第 2 回）
 - 議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）
 - 議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
 - 認定第 1 号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2 号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 3 号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 4 号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 5 号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 6 号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 7 号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 8 号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について
 - 陳情第 3 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
 - 陳情第 4 号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情

陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

陳情第8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情

日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告について

(日程追加)

日程第3 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

(日程追加)

日程第4 意見案第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 杉浦康憲 | 2番 | 神谷利盛 |
| 3番 | 柳沢英希 | 4番 | 浅岡保夫 |
| 5番 | 長谷川広昌 | 6番 | 黒川美克 |
| 7番 | 柴田耕一 | 8番 | 幸前信雄 |
| 9番 | 杉浦辰夫 | 10番 | 杉浦敏和 |
| 11番 | 神谷直子 | 12番 | 内藤とし子 |
| 13番 | 北川広人 | 14番 | 鈴木勝彦 |
| 15番 | 小嶋克文 | 16番 | 小野田由紀子 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 吉岡初浩 | | | | | | | | | | | | | |
| 副 | 市 | 長 | 神谷坂敏 | | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 岸上善徳 | | | | | | | | | | | | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 加藤元久 | | | | | | | | | | | |
| 総 | 合 | 政 | 策 | グ | ル | ー | プ | リ | ー | ダ | ー | 木 | 村 | 忠 | 好 |
| 人 | 事 | グ | ル | ー | プ | リ | ー | ダ | ー | 野 | 口 | 恒 | 夫 | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 新 | 美 | 龍 | 二 | | | | | | | | |

| | |
|-------------------|-------|
| 行政グループリーダー | 山本時雄 |
| 財務グループリーダー | 内田徹 |
| 市民総合窓口センター長 | 大岡英城 |
| 市民窓口グループリーダー | 三井まゆみ |
| 市民生活グループリーダー | 山下浩二 |
| 税務グループリーダー | 鵜殿巖 |
| 福祉部長 | 神谷美百合 |
| 地域福祉グループリーダー | 杉浦崇臣 |
| 介護保険・障がいグループリーダー | 竹内正夫 |
| 福祉まるごと相談グループリーダー | 野口真樹 |
| 生涯現役まちづくりグループリーダー | 磯村和志 |
| 保健福祉グループリーダー | 加藤一志 |
| こども未来部長 | 中村孝徳 |
| こども育成グループリーダー | 都築真哉 |
| 文化スポーツグループリーダー | 岡島正明 |
| 都市政策部長 | 深谷直弘 |
| 都市整備グループリーダー | 田中秀彦 |
| 企業支援グループリーダー | 平山昌秋 |
| 都市防災グループリーダー | 芝田啓二 |
| 上下水道グループリーダー | 竹内定 |
| 地域産業グループリーダー | 板倉宏幸 |
| 会計管理者 | 長谷川宜史 |
| 学校経営グループリーダー | 内藤克己 |
| 学校経営グループ主幹 | 岡本竜生 |
| 監査委員事務局長 | 杉浦義人 |
| 代表監査委員 | 加藤仁康 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 森野隆 |
| 主査 | 内藤修平 |

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、当局より発言を求められていますので、これを許可します。

都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 総括質疑の際に、3番柳沢議員からの御質問の件でお答えいたします。

市道の面積につきましては、約126万平米になりますので、市内の約10%が市道の面積ということで、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 財務グループ。

○財務G（内田 徹） 9月7日の総括質疑、認定第1号 平成26年度一般会計歳入歳出決算認定におきまして、7番議員より、主要施策成果説明書の301ページ、公債費の保健衛生費、病院事業債について、4,600万円ほど返しているが、いつまで続くのか及び金額残高は幾らあるのかとの御質問をいただきました。その際、改めてお答えさせていただくことといたしました。

いつまで続くのかの部分であります償還終了年度につきましては、平成40年度となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 次に、9月18日及び9月28日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

14番、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月18日に、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催し、意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、審議することに決定いたしました。

続いて、9月28日、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催し、意見案第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書の取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、審議することに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいま、議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま提出されました意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書及び意見案第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（幸前信雄） 日程第1 常任委員会、公共施設あり方検討特別委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、浅岡保夫議員。

4番、浅岡保夫議員。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 登壇〕

○総務建設委員長（浅岡保夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る9月16日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案8件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、従来発行の住民基本台帳カードはいつまで使えるのか、また発行カードが何枚あるかとの問いに、住基カードは有効期限まで使うことができ、枚数は平成26年度末で1,400枚との答弁でした。

さらに、第1条、第2条の改正後に、それぞれ再交付手数料とあるがとの問いに、1条では、10月から発行の通知カード用、国民全員に発行され、2条では、平成28年1月からの発行の個人番号カード用で、個人番号カードを申請される方で、通知カードとの交換になるとの答弁。

また、個人カード番号の有効期限はあるのか、そしてその年数を、期限切れの再交付の手数料が要するのかとの問いに、有効期限があり、大人20歳以上の場合は10年の有効期限があり、20歳未満は5年となり、有効期限が切れた後の再交付手数料は国にて現在調整中との答弁でした。

別の委員より、1条、2条では、カードの再交付を受けて再発行していったら、足し算で手数料がかかるのではとの問いに、個人番号カードを申請するときは、通知カードと個人番号カードは必ず交換になるので、通知カードの発行のみの金額で個人番号カードが申請できるとの答弁でした。

議案第54号 市道路線の認定については、質疑ありませんでした。

議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、委員より、農地中間管

理機構経営転換協力金の目的と経過と経営転換協力金の支出の内訳はとの問いに、農地中間管理事業は、県指定の農地中間管理機構、愛知県農業振興基金が、分散した農地の利用を整備するために農地を借り受け、担い手に貸し付けをする事業で、農業を行わない方が全農地を10年以上担い手に貸し付ける条件で、集積面積に応じて経営転換協力金が支給され、整備に協力する所有者や耕作者にも耕作者集積協力金が支給されるとのことでした。平成27年3月から10年間の申請が8件、平成27年11月から10年間の申請が2件あり、合計交付額80万円を補正としました。また、経営転換協力金の支出の内訳では、貸し付け面積に応じ、0.5ヘクタール以下は30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタール以下は50万円、2ヘクタール超えについては70万円となり、平成26年9月末までの申請は30万円のが8件あり、計240万円を予算計上し、平成27年6月末までの申請は30万円が1件、50万円が1件の計80万円となるとの答弁でした。

また、借り手のメリットと財源はとの問いに、機構が分散した農地を集約し、貸し付けをするため、農作業の効率化による生産性の向上を図ることができるメリットがあり、財源は県補助金、農業中間管理機構経営転換協力金補正分で、県から補助率10分の10の80万円との答弁でした。

別の委員より、業務改善推進事業の単位でFM、ファイルメーターはどのような単位かとの問いに、ファイルメーターとは、A4サイズの書類を積み上げたときの高さをあらわし、高さが1メートルで1ファイルメーターとなり、紙の枚数にて約1万枚に相当するとの答弁。

また、保管文書の電子化、PDF化する必要性はとの問いに、新庁舎の書庫等のスペースは現在の5分の1程度になることから、文書の電子化をして、物理的なスペースを必要としない保管を可能とし、今まで廃棄できなかった紙文書を廃棄するとの答弁。

また、この補正予算額の積算根拠はとの問いに、現在の庁舎整備事業から、150ファイルメーターの書類を電子化に約10カ月、2,800万円を要した。今後、電子化すべき書類は、約207ファイルメーターに対して、スキャンし、データの名称をつけると1枚当たり50円から60円ぐらいに、そして業者は市役所内で作業を行うこととの答弁。

また、文書の電子化、PDF化の業務委託は今後も継続かとの問いに、2年間の予定をしていて、今年度は電子化しやすく効果が高い文書の電子化を行い、来年度は電子化可能な文書を洗い出し、保管されている書類は電子データにし、文書量の削減をし、また基盤システムの更新に合わせ、電子ファイルを簡単に検索、流用できるよう業務の効率化を進めていくとのこと、一方で電子決裁システム等を導入し、書類を発生させない仕組みにしていくとの答弁でした。

別の委員より、導水路維持管理事業の補正の小規模工事費ですが、本市では年間8,000万円から9,000万円が適切な年間所要額ではとの問いに、過去5年間では、平成22年度が約5,500万円、平成23年度が約6,400万円、平成24年度が約6,200万円、平成25年度が約6,800万円であり、26年度は約8,400万円となりますが、側溝清掃及び区画線の修繕のため、9月補正で3,000万円増額をし、小規模工事は、緊急の突発的な工事には補正予算対応あるいは専決処分対応を考えていると

の答弁。

また、補正では事業の執行がおくれるのではとの問いに、局所的集中豪雨により、予想し切れないところがあり、当初の予算の割当金額を配分し、補正の時期を見きわめて予算執行している現状であり、必要な時期に緊急工事に対応したいとの答弁でした。

議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）については、質疑はありませんでした。

議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）については、質疑ありませんでした。

議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、委員より、一般会計繰入金を2,838万7,000円に減額する理由はとの問いに、公共下水道事業は、施設整備、維持管理や借入金の償還費用や経理事務、施設管理、設計、計画、監督業務等の人件費が必要となり、その財源は下水道の使用料、受益者負担金があり、ほかに国庫補助金や市債の借り入れがあり、不足分は都市計画税の一部を一般会計繰入金としています。減額理由は、歳入で平成26年度決算が確定し、繰越金が3,526万6,000円ふえ、歳出で借入金の利子、償還事業の利子が確定したので、一般財源を288万3,000円減額できたとの答弁でした。

また、一般管理費で臨時職員の賃金を計上の理由はとの問いに、本年度入庁した職員が8月末で退職することになり、急遽、臨時職員の賃金等を計上したとの答弁。

同委員より、汚水管の管種について、陶製管にこだわった理由はとの問いに、汚水管として5種類あり、管の特性、施工性、維持管理性、実績等の項目ごとに評価し、陶製管であるハイセラミック管を採用したとの答弁。

また、補正での業務委託は約59キロメートルの全ての管が対象になるのか、また工事が必要となると費用はどのくらいかとの問いに、ハイセラミック管が約59キロメートルで、平成14年度から平成26年度に整備を行った延長であり、費用の試算は今までの費用と同等かそれ以上必要となると考えられ、その工事請負費が約37億2,050万円、そのほかに水道、ガス管を移転、移設にて、補償、補填及び賠償金が約9億8,581万円で、合わせて約47億631万円となる。国庫補助金、県補助金が入っていて、委託での結果にもよるが、国庫補助事業で整備したものは20年の処分制限期間があり、工事の場合には補助事業として行うことができないとの答弁でした。

議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）については、質疑ありませんでした。

議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、質疑ありませんでした。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第53号、議案第54号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第65号、以上8議案、挙手全員により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、柴田耕一議員。7番、柴田耕一議員。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 登壇〕

○福祉文教委員長（柴田耕一） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る9月17日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された一般議案3件、補正予算2件、陳情6件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、委員より、特定個人情報を取り扱う事務の目的はとの問いに、市町村長が処理することができる事務とされ、厳格にその範囲が指定されている。例として、地方税の賦課徴収に関する事務、国民健康保険の保険給付に関する支給の事務、社会保障分野の税分野、災害対策分野の3分野で、市町村では25程度の事務が想定されており、これらの事務を処理することが目的とされているとの答弁でした。

同委員より、保有個人情報と保有特定個人情報の目的外利用の違いについてとの問いに、保有個人情報の目的外利用については、本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合、保有特定個人情報の目的外利用については、本人の同意があり、個人の生命、身体または財産保護のために必要な場合とされており、保有個人情報よりも厳格に運用することが求められているとの答弁でした。

同委員より、提供の制限に関する規定追加についてとの問いに、番号法第19条の規定内容は、何人も同条第1号から第14号までのいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないとされているとの答弁でした。

同委員より、附則の関係で各施行期日についてとの問いに、特定個人情報の利用に関する規定など、基本的な部分については平成28年1月1日から施行、第1号に掲げる定義規定の改正及び保有特定個人情報の提供制限に関する規定の追加については、個人番号の通知が始まる本年10月

5日から施行、第2号に掲げる情報提供等記録に関する規定は、番号法の公布の日から起算して4年を超えない範囲内、政令で定める日からとされており、平成29年1月からの施行を見込んでいるとの答弁。

同委員より、民間等とのオンライン結合について、今のところ、ない状況であると考えてよいかとの問いに、民間等とのオンライン結合については、国において詳細等考えられていく状況であるとの答弁。

他の委員より、ことし6月、年金記録が125万件、漏えいした件についてとの問いに、年金機構の職員がインターネット接続可能な情報系のネットワーク上のコンピューターに個人情報を置いてしまったという人為的なミスというふうを考えており、個人情報が入っている基幹系ネットワーク内に不正アクセスがあったというわけではなく、このことをもって、マイナンバー制度に係る基幹系ネットワークの不正アクセスのリスクが高まったというふうには考えていないとの答弁。

同委員より、ハッカー対策についてとの問いに、マイナンバー制度に関し、市町村が手だてを講じることはあり得ませんので、国のほうでしっかりとそういった制度設計をしていただくよりないと考えているとの答弁。

議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正については、質疑がありませんでした。

議案第58号 財産の無償譲渡についての質疑はありませんでした。

議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、委員より、認知症早期発見事業内容についてとの問いに、通常健康診断ではなく、脳と体の健康チェックをより多くの方に受診していただき、今の自分の状況を知っていただく事業であるとの答弁。

同委員より、60歳以上の方に送付されたと思うが、申し込み状況はとの問いに、田戸、沢渡、呉竹、芳川町に受診案内を送付させていただいておりますが、今の状況は約20%との答弁。

同委員より、健診内容はとの問いに、認知機能検査ということで、iPadを使ったチェック、体力検査、体組成検査、質問、採血、以上5項目についての検査を行うとの答弁。

議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、委員より、ネットを見ていると、いじめの児童、愛知県が全国でワーストフォー、千人単位でも5番目に悪いという記事が出ていたが、いじめというのは学校だけの問題ではなく、家庭のしつけ、環境、こうした問題が絡んでくるが、学校関係を考えれば、早期にそういう児童が出たときに対応するという意味で少人数学級が有効と思うので、この陳情には賛成。

他の委員より、教育現場において、いじめや不登校、非行問題等さまざまな課題が山積みして

おり、一人一人に応じたきめ細かな支援を行うためにも、少人数学級の拡充、定数改善計画を策定し、実施することが望まれるので、この陳情には賛成。

他の委員より、少人数学級は、先生の日も行き届き、いじめや学力の向上などにも対応できると思うので、この陳情には賛成。

他の委員より、学級編制、少人数授業、定数改善等、どの意見についても賛成できるので、この陳情には賛成。

陳情第4号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情について、委員より、審議中の関連法ですが、説明がまだまだ不十分であり、慎重に丁寧に説明をし続けることが必要と考える。このような文章があるので賛成だが、意見書を提出する場合は、若干の訂正を行い、この陳情には賛成。

他の委員より、案内文の中身の一部を削減、追加等可能ならば、民意をしっかりと受けとめるということもあるので、この陳情には賛成。

他の委員より、平和国家としての戦後日本を完全に否定する法案は廃案しかないと思うので、この陳情には賛成。

他の委員より、少し書きかえることで、この陳情には賛成。

陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、私学は若干公立に比べ高いが、国の財政事情もあることから、この陳情には趣旨採択。

他の委員より、趣旨は十分理解できるが、国も財政が厳しい状況ですので、この陳情には趣旨採択。

他の委員より、私学は公共教育の重要な役割を担っていることから、この陳情には賛成。

陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、先ほどと同様、趣旨は十分理解できるが、愛知県の財政等にかかわる件ですので、この陳情には趣旨採択。

他の委員より、先ほどと同様、趣旨は十分理解できるが、補助の拡充について、県も財政が厳しい状況ですので、この陳情には趣旨採択。

他の委員より、父母負担の公私格差の是正、公立・私立を問わず、教育の自由選択等を考えると、この陳情には賛成。

陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、委員より、高浜市においては、近隣のまちより十分助成されていると思うので、この陳情には反対。

他の委員より、高浜市は、財政が厳しい中、継続して私立高校の授業料補助を実施しており、近隣市と比較しても、補助額も高い額の補助を行っているので、この陳情には反対。

他の委員より、碧南市・知立市は対象者が多く、金額も多いので、この陳情には賛成。

陳情第8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情について、委員より、ほとんどの憲法学者が違憲と言っており、大きく反対の声も上がっているため、この陳情には賛成。

他の委員より、国民の皆様方に説明不足を感じるが、基本的には安全保障の体制等の法整備は行っていかなければならないと考えるので、この陳情には反対。

他の委員より、中身を見させていただきますと、解釈が随分ゆがんだ解釈をし、国民の不安をあおるように感じたので、この陳情には反対。

なお、本委員会において、議案第56号について、自由討議を実施しました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第56号、第57号、第58号は、挙手多数により原案可決。

議案第59号、第64号は、挙手全員により原案可決。

陳情第3号、第4号は、挙手全員により採択。

陳情第5号、第6号は、挙手多数により趣旨採択。

陳情第7号、第8号は、挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、杉浦敏和議員。

10番、杉浦敏和議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦敏和 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（杉浦敏和） 御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る9月18日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案2件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果についての御報告と、本年8月21日開催の第4回及び本定例会で開催された第5回の委員会における検討結果について御報告をさせていただきます。

まず、議案第52号 高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定について、委員より、第2条の2で、管理運営することにより行政サービスの向上を図るとともに、公共施設の維持更新に係

る財政負担を軽減し、平準化することとなっているが、この点について説明をとの問いに、この公共施設マネジメントについては、公共施設の長寿命化、複合化、集約化、建てかえ及び廃止を行うことにより、市民に提供されるサービスの維持、向上や費用の軽減を図り、長期間にわたって持続可能な財政運営を行うための取り組みを規定しているとのこと。

また、同委員より、第4条に、市は市民に対し、公共施設マネジメントに関する情報をわかりやすく提供するとあるが、どのように考えているのかとの問いに、公共施設のあり方を進めていくには、当然市民の方の御理解、御協力が必要不可欠である。そのことを踏まえ、地区説明会で市の考え方をお示しさせていただくとか、場合によっては出前講座といったものを活用させていただく中で、皆さんにわかりやすく御理解いただけるような資料などを作成し、御説明をさせていただきたい。また、逐次、情報提供という形で、市の広報、ホームページで情報提供させていただくとのこと。

他の委員より、第8条の高浜市公共施設マネジメント推進委員会における委員の任期は何年か、また委員会の議事録等、随時ホームページ等で公開されるのかとの問いに、任期については2年を考えている、また議事録、会議録等については、ホームページ等で公開したいと思っているとのこと。

他の委員より、第7条に、市民の協力として、公共施設マネジメントに参画し、協力するよう努めるものとなっているが、具体的にどのようにしていこうと考えているのか。この市民の協力については、地区説明会に参加をしていただくとか、検討期間に参画し、御意見をいただくとか考えている。また、折に触れ、ワークショップといったようなことも交えていけばと考えているとの答弁でした。

議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、委員より、公共施設のマネジメント推進委員会委員の意見のほか、市民の声はどのように取り入れていくのかとの問いに、市民の声については、それぞれ具体的な検討に入ったときに意見交換等させていただき、生きた意見をいただきたいと考えているとのこと。

また、同委員より、公共施設のマネジメントアドバイザーとあるが、どのような役割を果たすのかとの問いに、本市が今後進めていく公共施設のあり方については、公共施設のマネジメントに見識のある方からマネジメントを推進していくための考え方やトップマネジメントにおける推進体制として設置をしております各検討部会での検討内容や方向性等に対する助言、アドバイスをいただくとともに、公共施設のあり方を進めていく上で欠かせない市民への理解について、どのような形で理解を求めていくのがいいのかといったところのアドバイスをいただきたいと考えている。またあわせて、全国的なその事例等の情報提供もいただくことを考えているとの答弁でした。

なお、本委員会における自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第52号については、挙手多数により原案可決。

議案第59号については、挙手多数により原案可決。

以上が、公共施設あり方検討特別委員会に付託とされた議案に対する審査の結果であります。

次に、平成27年8月21日に開催されました第4回委員会では、公共施設あり方計画推進プラン見直し全体概要について、当局より説明がありました。

内容については、この推進プランは、公共施設を賢く使うため、市民の方々と問題意識を共有しながら、ともに知恵と工夫を出し合って進めていくためのプランを示したものとすること。

見直しの大きなポイントとしては、教育関連施設以外は大規模改修を行わず、施設を機能移転するまでの間、施設の利用者の安全性を確保するための計画的な修繕、予防的な修繕を実施していくとしている。その際の修繕の内容としては、建物の躯体にかかわるところで、屋上防水や外壁塗装、また設備機器等の修繕、また劣化の著しい部位の修繕を行うといった、状況に応じた改修を進めるとしている。

高浜小学校については、平成29年度から平成31年度までの間で建てかえを予定している。高浜小学校に複合化する施設の検討や機能移転後の跡地活用の検討を平成27年度から平成31年度にかけて進めていく。小学校に複合化を進める機能については、主に教育関連施設を中心に複合化を図っていく。この小学校との複合化にかかる更新費は37億3,000万円、複合化により施設の大規模改修等をしないことによる削減額として31億4,300万円、解体費については1億5,600万円としている。

高取小学校については、平成46年、平成47年に建てかえを実施。複合化による機能移転の検討及び機能移転後の跡地活用の検討を平成43年度から47年度にかけて進めていく。大規模改修及び建てかえにかかる更新費については30億3,000万円、複合化による削減額は8億8,100万円、解体費は5,300万円としている。

高取幼稚園、保育園については、こども園化を進めるとして、その設備、建設については民間事業者をお願いをする予定とのこと。ただし、ここで市のほうからは、建設費の補助という形で1億3,000万円と解体費用4,500万円を支出する予定とのこと。このこども園化に伴い、高取保育園に隣接している高取農業センターについては、平成30年度に解体し、その跡地をグラウンド等の利用者の駐車場として活用することを予定しているとのこと。

港小学校については、平成37年度、平成38年度に大規模改修、平成55年度、平成56年度に建てかえを予定している。大規模改修及び建てかえにかかる更新費は24億4,800万円である。機能移転する施設については、港小学校の建てかえ時に複合化を図るとして、平成52年度から56年度にかけて、複合化の検討及び機能移転後の跡地活用についての検討を進めていく。複合化による削減額は5億4,200万円、解体費は4,600万円としている。

吉浜小学校については、平成33年度、34年度に大規模改修、平成50年度、51年度に建てかえを予定している。それにかかる更新費は31億9,400万円。複合化を図る施設については、吉浜小学校の建てかえにあわせ機能移転を図るとし、平成47年度から平成51年度にかけ、その複合化の検討及び機能移転後の跡地活用についての検討を進めていく。複合化による削減額は8億2,500万円、解体費は3,800万円。

なお、吉浜保育園については、平成28年度に民間に譲渡するというので、それ以後の費用は発生しないとしている。

翼小学校については、平成48年度、平成49年度に大規模改修を実施、それにかかる更新費用は16億5,400万円である。翼ふれあいプラザについては、平成36年度、37年度に施設所有者との契約が終了することを踏まえ、期間満了後の施設のあり方について、保有形態の見直し等を含め、検討するとしている。

中学校については、それぞれ大規模改修、建てかえを行うこととしている。ただし、高浜中学校については、建てかえ時にあわせ、老人憩の家の機能移転を図るとしている。

市役所本庁舎については、現在進めているリース期間が平成49年度に終了するので、その平成39年度から平成49年度に、いきいき広場を含め、一体的にあり方を再検討する。これまで、庁舎のあり方の再検討については、期間終了の5年前から次へ向けての再検討を進めるとして説明をさせていただきましたが、いきいき広場が所在する三高駅前ビルの大規模改修時期が平成42年度、平成43年度に訪れることを踏まえ、庁舎といきいき広場は一体的に検討する必要もあることから、平成39年度から検討するとしている。

かわら美術館については、現在、次期指定管理者の募集を検討している。その期間については、平成30年度に終了する予定ということがあり、平成28年度から平成32年度までにかけて、民間譲渡、機能変更、廃止等、今後の美術館のあり方の検討を進めていくとしている。

中央公民館については、今年度、あり方の検討、平成28年度に解体ということで、大規模改修をしないことによる削減額は26億5,900万円、中央公民館については、昨年の推進プランでは第2次推進プランにおいて機能移転を図っていたが、現在、新しい病院の移転計画ということもあり、その時期を前倒ししているとのこと。

中央公民館での集会機能については、他の公共施設を効率的に活用するとともに、ホール機能については、高浜小学校の建てかえ時にあわせて機能移転をすることとして、それまでの間、学校体育館等の活用を図って代替機能を持たせていきたいとのこと。

新高浜分院については、現在の予定では平成29年度、平成30年度を予定し、その後、現在ある高浜分院と保健センターの跡地活用について、今年度から平成30年度にかけて検討を進めていくとしている。

次に、平成27年9月18日に開催をされました第5回の委員会では、市長より、公共施設のあり

方、考え方についての思いを述べられました。

内容は、我々は公共施設をどうしていこうかと検討を始めたときに、出てきた結論というのが、削減をするのは、施設だけ考えても約50%を削減しないと財調が、基金が枯渇する。これは、学校及び学校の周辺しか残りませんというのが、この公共施設だけを考えたときの全容であるとのこと。

我々は、財政からの話だけをしているわけではなく、どうやってこのまちをつくっていくのか、どういう方向に向かっていくべきか、もう取り組みを始めているとのこと。それは、各学校区のコミュニティーを重視していこう、その地域のことを地域の方と一緒に考えてやっていこう、だから学校、学校周辺の施設、教育施設を残していく、ここを充実させていこうということと整合する話であるとのこと。

では、まち全体を眺めたときに何を残すか。我々は、「大家族たかはま」を目指そうと言っている。そんなまちを皆さんと一緒に考えていこう。その中でいけば、学校ごとの施設を充実させる、集会施設はあるものを有効に使っていこう。それは、ひっくり返して言えば、ほかの財源で子供さんや高齢者の方々にサービスを提供していこうということになるわけである。

例えば、病院については、我々も財政・建設の支援をしながら、将来、ベッド数が足らなくなる、このような中で、これを維持していくことに協力をしていこうと思っている。

美術館についても、20年がたち、指定管理の7年が終わり、美術館を私どものまちに残す必要がないというふうに思われる方が多いなら、幾ら努力をしても、お金を幾ら減らそうが、これは残りません。だから、5年間ほどをかけ、この美術館を皆さんと一緒に運営していく、そんな方法はないだろうか、ある一定期間をつくろうかと思っている。自分たちのまちのことを発信していく、そういう交流の拠点にしていくんだという思いを持っていただき、皆さんの活動を地域の中、そして地域の外へ広げていく、そんな美術館にしていく機会を持ちたい、それで高浜の財産として生かしていきたい、そういう意味で美術館は建物としては残していこうと思っている。

図書館については、図書館そのものは一体何をやる場所なのか、一体どうあるべきか、そういう思いで、図書館についても総花的なものは全く考えていない。従来の図書館というイメージで考えることもしなくていいと思っている。

また、学区ごとのコミュニティーを重視していくことは、我々がずっと進めてきた政策と全く合っていることである。住民と協働していくということは、その学区ごとの小学校の運営の仕方等、皆さんとやっていくという姿勢をこれからもどんどんとお出しをして、協議をしていく。何も、公共施設を縮小することで御意見を伺うだけではない。どう運営するか、一緒に進めていきたいと思っている。現在、いろいろな施設を使って市民の方々が活動されていますが、その施設がなくなっても、活動ができなくなるようなことにはしません。少し不便さは出るかもしれませんが、活動が続けていけるように工夫をしていきます。

この先を決めていくのは、行政だけでもなく、議会だけでもなく、高浜の市民の人と一緒に決めていく、そのたたきを出していくつもりである。ぜひ、この審議の場だけではなく、今後これを進めていく上での皆さんの一層のお力添え、御協力をお願いしたいとのことであります。

また、当局より、高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会についての説明があり、その内容は、地区市民説明会の日程等が確定した。まず、講演会については、10月20日、いきいき広場において、高浜市の公共施設あり方検討委員会の座長をお願いした東洋大学の客員教授の南先生による講演会を実施する。講演会の内容については、公共施設拡充から縮小への新たな視点、私たちは何を選択するのかをテーマに講演をいただく。また、地区説明会、各小学校区ごとの説明会を行う。そのほか、各町内会ごとに推進プランの見直し（案）についての説明をお願いしていく。また、出前講座等を随時行い、小まめな説明会を実施していきたいと考えているとのこと。

次に、議員より提出された質問に対する回答及び説明については、10人の議員より提出された50の質問に対し、当局より、分野別にまとめられ、回答が出され、それぞれの質問及び回答に基づき、再度検討し、情報の共有を行いました。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で、公共施設あり方検討特別委員会の委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦敏和 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、杉浦辰夫議員。

9番、杉浦辰夫議員。

〔決算特別委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○決算特別委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第55号並びに認定第1号から認定第8号までです。

委員会は、9月9日から10日までの2日間開催し、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、杉浦辰夫、副委員長には小野田由紀子委員が選出されました。委員会記録の署名委員には、小野田由紀子副委員長を指名いたしました。

主要事業の現地調査は、暴風警報発令のために中止し、関係書類を配付しました。また、証憑書類の審査は、午前10時から午後5時まで行いました。

2日目は、認定第1号から認定第8号並びに議案第55号の質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入について、市民税の中の普通徴収や特別徴収、納税率を上げるためにどういうことをされているのかの問いに、個人住民税を確保するために、吉岡市長の提案のもと、愛知県と名古屋市を含む県内市町村が参加して、平成24年7月12日に愛知県個人住民税特別徴収推進協議会を設立して、同年9月28日に個人住民税の特別徴収推進強化「あいち2012」宣言が採択され、特別徴収の推進を各自治体が行うということで、高浜市においても、平成25年度からはホームページ上で特別徴収の推進、昨年度については、特別徴収でない事業所に対して、2,340社に特別徴収推進のチラシを送付するなどの対策をしているとの答弁でした。

別の委員より、不納欠損額や収入未済額のところで、この内容について、どのように把握しているのかの問いに、収入未済については、5,000人を超える滞納者がいて、4割ぐらいが市外、6割が市内、その中で悪質な滞納者というのは1割程度。それで、中には、滞納している方についても分納という措置を行っている。分納が、今現在900名ぐらいいて、悪質は10%で、六、七割はまだ滞納が減らせる。不納欠損については、一番多いのは時効という形での、基本的には5年だが、単なる5年平均というだけではなく、トータルで考えている。不納欠損については、リーマンショックも和らぎつつあり、若干減りつつあるとの答弁でした。

次に、歳出について。

1 款議会費については、質疑はありませんでした。

2 款総務費について、たかはま大家族フォーラムと、しあわせづくりフォーラム、行政サービスみらい会議、それぞれの目的と成果をの問いに、たかはま大家族フォーラムは、積極的、主体的に行動していける人材の育成を目的に、平成25年度より開催し、たかはま地域経営実践塾の主催により、職員向け、市民職員向けの2日間に分け、開催。職員向けフォーラムでは、総勢102名の職員が参加して、地域にかかわる必要性に対する理解や意識の共有がなされた。市民職員向けフォーラムは、市民職員合わせて61名が参加して、7つのテーマに分かれ、さまざまなまちづくりへの参画の形、これを議論できた。しあわせづくりフォーラムは、高浜市第3次地域福祉計画であり、しあわせづくり計画、これの策定に向け、市民が自分の幸せを考え、高浜市で幸せを実現するためにできることを考えるきっかけをつくることを目的。フォーラムの当日は、市民、職員合わせて106名の参加があり、市長とコミュニティデザイナーの山崎さんによりトークセッション、また参加者同士によるグループワークを通して、参加者一人一人が幸せの実現に向けた取り組みを自分事として捉えるということができた。行政サービスみらい会議は、特定のテーマにつき将来課題を深掘りし、解決に向けた具体的な取り組みに関する検討を目的として、平成26年度は、地域情報化アドバイザーの工藤早苗氏を招き、マイナンバー制の導入、普及やインターネット環境の進展など、さまざまな要因を見据えた将来の行政サービスや窓口業務のあり方について検討。工藤氏からは、将来的には市役所窓口はセルフ化され、対応は相談業務ぐらいに

なるとの答弁でした。

別の委員より、NPO法人設立支援事業交付金で2つの新たな団体が設立され、交付金が出ておるが、この活動内容と実績をとの問いに、ハッピーパワーさんは、設立の目的が、児童・生徒及び障がいを持つ児童・生徒にかかわる問題の改善や解決を図り、子供の福祉の向上と生活環境の増進に寄与することを目的、活動の内容は、障がい児童・生徒への講座、また児童・生徒への地域生活の支援などを行う事業を行う。ふれ愛・ぽーとさんは、設立の目的が、親子を対象にして、子育てにかかわる問題の改善、解決を図り、親の自立の向上と健やかな子供の育ちの増進を図る、育ちの増進に寄与することを目的。事業内容は、食育の事業とか学びの事業、遊びの事業というものを行うとの答弁でした。

別の委員より、市民予算枠事業で、繰越金が出た場合の執行のほうはどのような形になるのか、また方向性はとの問いに、それぞれのまち協さんの繰越金の平成25年度よりは、市民予算枠事業として行うものについて、行われなかったり不要になったものは返還を求め、事業が執行されなかったものについては市のほうへ返還していただいております。事業を行うに当たり、活動を支援するというので、均等割と世帯割で、それぞれの活動費ということで、200万円前後、それぞれのまち協さんへ渡しており、その執行が残った分については、繰り越しは認めるもので、こちらのところの部分が残っていくということも考えるとの答弁でした。

別の委員より、公共施設のあり方検討事業で、事業の目的のところ、持続可能な自立した自治体ということは財政計画も含めてとの趣旨だと思うが、結果として、あり方計画（案）というのが出てきたのが、最終的には何年か後に予算が組めないというような資料が出てきたが、目的を達成しているというふうには思えないが、この事業自体、これからどういう形で反省されて、どういう形で進めていくかとの問いに、公共施設あり方の取り組みについては、平成23年度から段階的に進めてきた。箱物について、公共施設あり方計画（案）を策定して、本年度は公共施設あり方計画推進プランの見直しを行うとともに、あわせてインフラの長寿命化方針の策定に向け、検討を進めている。平成28年3月には、高浜市全体の公共施設の老朽化問題の取り組みの羅針盤となります高浜市公共施設等総合管理計画を示すことができる。一方で、今後の行政経営を考えた場合、その鍵となるのは公共施設あり方への取り組みだけでなく、既存の行政サービスのあり方への取り組みも必要不可欠であることから、現在、既存サービスの見直しの作業も進めている。今後については、公共施設あり方検討特別委員会で示した住民説明会のほうを通して、市民の皆様方と情報共有、意見交換等を行い、アシタのたかはまといったものを考えていきたいと考えているとの答弁でした。

別の委員より、市民活動運営事業の中で、町内会の集会所等建設費補助金、八幡町、新田町が一番多いと思うが、この補助金、どういう計算をして出しているかとの問いに、建設費の補助の算定の仕方は、高浜市集会所、避難所及び防災倉庫建設費補助金交付要綱、これに基づき算定を

している。算定の仕方としては、おおむね建設費の半分。上限額を定めており、集会所の建設費で上限が900万円となっており、1,000世帯を超えると、1,000世帯以上の町内会の場合については100分の150を限度とするということになっており、八幡町、新田町さんの場合はこちらに該当しており、1,350万円の上限額を交付しているとの答弁でした。

3款民生費について、こども発達応援事業について、個別相談の事業の延べ回数とその部分でふえているかと、こども発達センターが開設後4年が過ぎたが、平成26年度から新たに始められた事業はとの問いに、専門職の相談も年々ふえて、事業が定着してきたと思っている。特に、言語聴覚士による相談が大きく伸びている。保護者の相談の中でも、発達について初めに気づかれることは、子供の発語、言葉の部分であることが多く、言語聴覚士が早い段階から対応し、必要に応じ、ほかの専門職につないでいる。新たな取り組みとして、みどり学園のなかよし教室に通われている親子への療育支援として、定期的に臨床心理士がみどり学園を訪問し、療育支援を行っている。また、専門家チームによる巡回指導に発達センターの専門職が加わり、小学校訪問、そして園訪問を行っているとの答弁でした。

別の委員より、福祉まるごと相談グループの受け付け、相談内容、この相談グループができて、どのように変わり、どのような支援をしていくのかとの問いに、複合的な課題を持つ方に対して、福祉まるごと相談グループが中心となり、関係するグループや機関が集まる支援調整会議を開催している。その場で、専門的な視点、多面的な視点でケース検討を実施して、迅速な支援につなげることができた。次に、重層的な課題を持つ方への支援は、児童関係の事案で一例を示すと、アパートに未成年の子が一人残されてしまうというようなことがありました。教育委員会、児相、警察、弁護士、民生委員様との連携により、方向性を決定して、現在は自立に向けて支援をしているとの答弁でした。

別の委員より、生涯現役のまちづくり創出事業で、健康自生地の周知ということで、健康自生地バスツアーを実施した内容、また効果と今後どのような周知展開していくのかとの問いに、昨年11月22日に、午前、午後と1日かけてバスツアーを実施しました。合わせて9カ所の健康自生地を訪問して、20名近い市民の方が参加しました。参加された市民の方は、バスツアーをやっていただいたことによって、今後、足を運びやすくなったというようなお話をいただいております。お店の方の対応も、このバスツアーをきっかけに、すごくよくなったという話もいただいている。今年度も11月に2日間実施する予定をしている。今年度は自生地の数を88カ所までふやしたいと考えており、まだまだ不足だと思っており、100、150とふやしていきたいと思っている。将来的には、行政が関与するのではなく、地域の皆様が自発的に居場所の提供をしていただき、高齢者の方が閉じこもることなく、行き場所があって、地域の皆様と交流していただくことが最終形になろうかと思うとの答弁でした。

別の委員より、生涯現役のまちづくり創出事業で、最終的な成果の中で医療や介護、認知症に

陥る高齢者が減少するということが記述されているが、高浜の中で要介護の認定をどれぐらいのレベルに持っていくためにどういうことを狙ってみえるかとの問いに、生涯現役のまちづくりについては、高齢者の閉じこもりを防止し、外出を促進することによって介護予防につなげていくという事業である。医療、介護、認知症に陥る高齢者を減少させて、生涯現役で長く活躍していただくことを目的としている。効果の測定の部分というのは、今までなかなか実施の手段がなかったが、今年度から大府にある国立長寿医療研究センターとの共同で調査研究をすることになり、どこの健康自生地に通われている方、どんな活動をされている方が介護、認知症に陥るリスクが軽減できたかが数値化されてこようかと思う。健康自生地に通っていただくだけでなく、健康自生地の担い手として地域で活躍していただくことを目的としている。今後、国立長寿との研究の中で、こういった活動が認知症予防か、介護予防に効果があるかという数字が出てきた段階で、そういった活動を奨励していくことにより、リスクをどの程度減らしていくかというような具体的な数字が今後出てこようかと思い、今はまだ事業を推進しているというような段階との答弁でした。

別の委員より、高齢者等生活支援事業で配食サービス事業、これが若干ふえているが、登録者数が減って、延べ配食数は減っているが、その内容はとの問いに、大手の外出チェーンの参入とかコンビニの普及、そして宅配サービスへの参入など、高齢者の見守り支援を含めた生活支援は、公の取り組みだけでなく民間の取り組みも最近では大変大きな力となっている。多くの見守りの担い手により、これまでの競合ではなく、協力することによって高齢者を見守っていききたいとの答弁でした。

別の委員より、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業、社協が整備する認知症高齢者のグループホームの補助だと聞いているが、二度の入札の不調があり、これが補正で使われておらず、そのお金が現在どうなったのか、現在、その入札が落ちて、今、進んでいると聞いているが、現在の状況との問いに、地域共生型福祉施設については、平成26年度に社会福祉協議会が整備をする予定でした。しかしながら、現場の労働力不足や建設資材の高騰などといった外的要因により、結果として、計画どおりに整備が進まなく、平成26年度に整備ができなかったというのが実情です。平成26年度に当初予定をしていた市に対する補助の申請がなく、補正で減額した。現在の整備状況は、ことしの8月に契約をして、この9月に着工します。来年4月に竣工して、6月から開所をする予定であるとの答弁でした。

4款衛生費について、予防接種事業で成人用の肺炎球菌ワクチン、接種人数936人と書いてあるが、欄外のほうで、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種、接種費の助成が126人となっているが、この違いの理由はとの問いに、成人用の肺炎球菌ワクチンの接種については、平成26年10月から法定接種となり、65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方に接種を受けていただいている。この法定接種の方が936人となっている。しかしながら、5歳刻みで実施をするということは、最大4年

間待つ方もおみえになることから、これまで実施をさせていただいた75歳以上の方の予防接種の接種費用の助成制度、これも継続して実施をさせていただいており、その方が126人おみえになり、合計で1,062人の方が接種を受けられている。

別の委員より、地域医療振興事業で2億2,117万8,000円出ているが、この中で特に高度医療機器等補助事業補助金というのがあるが、この3,000万円の補助が出ているが、1機種5,000万円を超える医療機器及び情報システムを購入経費の3分の1以内となっているが、これ2種類のものかとの問いに、高度医療機器等の補助事業で、こちらは1機種5,000万円を超える医療機器を購入した場合または一式5,000万円を超える情報システムを購入した場合に、購入した経費の3分の1以内、限度額3,000万円で補助したもの。昨年度については、医療法人豊田会が検体検査情報システムを3億4,000万円で購入されたとの答弁でした。

別の委員より、がん検診推進事業でクーポン券を配布して推進していただいたが、これは継続していかれるが、効果についてはとの問いに、がん検診のクーポン券については、特に女性特有のがん検診については6年目となり、受診率を見てみると、クーポン券を実施した世代については、ほかの世代に比べて多く、実数として今回607人が子宮頸がんの検診を受けられたとの答弁でした。

別の委員より、ごみ減量リサイクル推進事業で、不法投棄等の対策で監視カメラを2台設置されたが、これの運用実績、これで何か見つかったか、減量された後、今後、市内にふやしていくつもりはあるかとの問いに、監視カメラの設置については、昨年度、市役所西駐輪場の分別収集拠点と翼ふれあいプラザ近くの可燃ごみステーションに設置して運用を開始した。その効果は、市役所西駐輪場の分別収集拠点の監視カメラを9月から設置をして、翼ふれあいプラザのほうは3月から設置をしており、件数的には余り効果は感じられない。監視カメラを設置した箇所は、冷蔵庫、テレビ、自動車部品などのいわゆる本当の意味の不法投棄というものの効果はあるが、その他の部分には効果がないということの結果を得られた。したがって、廃法等々、法に抵触されるような部分についての効果があると検証結果が出ており、そのような箇所を検討していきたいとの答弁でした。

5款労働費については、質疑ありませんでした。

6款農林水産業費について、庁用器具等で、カラス捕獲器2基、34万3,440円とあるが、どんなものか。それで成果との問いに、カラスの捕獲器は、2メートル四方の金網で、高さが約2メートルほどの金網になる。カラスの被害の多い農地に設置をさせていただき、まず最初は上を全部あけた状態で餌を置くというような形で、カラスがなれてきたころに上にふたを閉め、1カ所だけあけて、穴があいており、その下に針金の下に刺さって出ているような形になっており、入ったら出られないような形のいわゆるわなになっておる。成果としては、昨年度には成果はなく、今年度も4羽の捕獲が成功しているとの答弁でした。

別の委員より、明治用水の中井筋で、昨年度の実績と内容、そして進捗率をとの問いに、工事箇所は3カ所になる。1つ目が、高浜工区の38工事として、蛇抜橋のかけかえ工事と、その下部の水路改修工事、約5メートルです。次に、高浜工区その39工事として、名鉄横断水路改修工事の工事用運搬路の工事と、その下部の水路改修工事、約73メートルです。次に、高浜工区の40工事として、池ノ内用悪水と明治用水の接続に係る排水路工事、約30メートルです。平成26年度末の高浜工区の進捗率としては、平成26年度末の事業量から見た状況としては、中井筋地区全体で約78%、高浜工区で97%との答弁でした。

7款商工費について、商工業振興費、空き店舗の活用の創業支援事業補助金について、平成25年度に休止した経緯と、平成27年度より補助制度の再開をすることでしたけれども、その理由についてとの問いに、平成25年度より休止した理由は、この制度の実績は、平成19年度に開始をし、19年度が1名、20年度が4名、21年度が2名、22年度が2名、23年度ゼロ名、24年度が1名となっており、申請者の数が減少していた。また、申請する窓口となる商工会によると、平成25年度の申請者がいないとのことで、同補助金制度の見直しを含め、平成25年度休止としていた。しかし、平成26年度に入り、商工会より、創業を計画されている方たちから、空き店舗を活用したいが、何か支援はないかとの問い合わせがあり、制度の見直しをした上で復活をしたいと、してもらえないかという申し出がありました。また、時期を同じくして、国が平成26年1月に制定した産業競争力強化法による地域中小企業の創業・事業再生の支援を受けるため、創業支援事業計画を高浜市が商工会、市内金融機関と連携を図り、平成27年2月に作成し、国の認定を受けることができた。高浜市にて創業したいと考えている方に対し、支援策を提示し、活用していただくことで地域経済の活性化にもつながると考え、平成27年度より、より多くの方々に、また高浜市を選んでいただく一つのきっかけとしていただくために改正した上で事業を行うこととしたとの答弁でした。

8款土木費について、市道新設改良事業、道路施設長寿命化対策について、どの事業なのか説明をとの問いに、国庫補助対象事業となっている市内の1・2級の市道及び主要道路の延長20キロメートルを対象とし、高浜市道路付属物点検業務委託、高浜市路面修繕計画策定業務委託、これは平成25年度からの繰り越しとなっており、そちらの成果、結果から、優先順位が高いものを決めて、修繕を進めているもの。平成26年度の決算については、路面の修繕工事があり、工事請負費の舗装修繕工事市道宮裏線と市道三高駅東線が該当しておるとの答弁でした。

別の委員より、橋りょう点検調査業務委託というのが2件あるが、この2件の委託の内容に何か違いがあるかとの問いに、高浜市には40の橋があります。そのうち、橋の長さ、橋長と言いますが、15メートル未満と言われる橋が10橋です。この10橋は、桁橋という位置づけをとっており、残り16橋についてはボックス橋という名称で管理している。残りは桁橋の長い橋ということです。そのうち、橋梁点検の委託を実施した。委託業務2件は、道路法の改正による法点検で、2つと

も愛知県の橋梁点検要領に準拠したもので、委託の内容はほぼ同等のものとの答弁でした。

別の委員より、木造耐震改修費補助、これまでに行った耐震数と改修の数字との問いに、木造住宅の耐震診断の耐震改修の実績は、耐震診断、この制度は平成14年度から開始をしており、平成26年度が6件ということで、これまでの累計は911件の耐震診断です。耐震改修のほうは、平成15年度から制度を開始して、平成26年度が5件、これまでの実績が87件となっておりますとの答弁でした。

9款消費費について、屋敷町の方が、先ほど行われた防災訓練に音が全然聞こえなくてとの問いに、同報無線の件だと思いますが、同報無線というのは、整備をしたのは、基本的には津波のエリア、それと過去の水害のところ、そして避難所となる小・中学校につけており、市内全域に聞こえるというものではない。どういうふうに知らせていくか、市としては、メール登録ということで、防災訓練のときに合わせてメールを送信している。加えて、防災ラジオということで、同報無線と同じ内容の音声聞こえるということで、市内なら大体のエリアは入り、同報無線の音声聞こえづらい場合には防災ラジオの購入を勧めただけであれば幸いですとの答弁でした。

10款教育費について、各学校の図書購入費で、どういう本を買うか、そういう基準と、各生徒にその貸し出しの方法はとの問いに、図書の購入については、学校で授業等で使う本あるいは子供たちから要望のあった本を中心に、学校の司書の先生が中心となって購入に当たっていただいている。貸し出しのシステムは、現状、カーサというシステムを使い、学校が始まる前の15分あるいは昼の休憩時間に子供たちがシステムを作動させて図書の貸し借りを行っているとの状況であるとの答弁でした。

別の委員より、小学校の情報教育基盤整備事業で、昨年、これが予算的に言うと1,600万円弱だったが、今年度500万円弱ということで1,000万円以上下がっているが、その理由はとの問いに、こちらの差額については、高浜小学校、吉浜小学校、そして高取小学校の教育用コンピューター及び学習ソフトの借り上げ料、こちらの債務負担が平成25年度で終了して、平成26年度は1年間の再リース契約にて対応したため、借り上げ料も約10分の1となっていることが大きな要因となっている。なお、今後については、港小学校を除く4小学校の教育用コンピューター及び学習ソフト借り上げ料について、新たに債務負担を設定し、本年度4月からタブレット型パソコンを導入しており、借り上げ料も本年度以降は例年どおり増額という形になるとの答弁でした。

別の委員より、全小・中学校の体育館の天井、照明器具などの非構造部材について、専門家による実地調査を行う、吉浜小学校、高取小学校については、つり天井撤去工事に向けた設計も実施するとあるが、この専門家の実地調査の結果についてはどうだったのか、またその結果に対しての対策と今後の取り組みについてと、設計をしたその後の工事についてはとの問いに、小・中学校屋内運動場の非構造部材の落下防止対策については、昨年4月に契約して、診断業務を設計

会社のほうにしている。その結果、診断業務については、文部科学省の示している、地震による落下物や転倒物から子供たちを守るためにという耐震化ガイドブックを持たれて診断業務を行っている。吉浜小学校、高取小学校については、まず天井については、両校ともつり天井を有している。それで、撤去を含めて検討を要するという結果が出ている。照明器具については、つり天井に埋め込み式となっており、天井材とともに撤去し、取りかえることが望ましいという指摘が出ている。体育館のガラス窓については、高取小学校は老朽化しており、取りかえを含めて検討が必要だという指摘が出ている。また、高取小学校については、放送器具についても、落下防止ワイヤー等の検討を要するという御意見。耐震化対策実施作業業務の委託を設計会社のほうに委託して、実施設計書をつくっている。工事について、吉浜小学校については既に工期に入っておる。高取小学校については、10月から工事に入る予定との答弁でした。

別の委員より、かわら美術館の企画展なり特別展なりを含めた、森前公園を使った企画をするとか、外部からのお客さんを誘致するとか、観光協会、商工会、文化協会がともに携えながら発展を、要するに外部からのお客さんを誘致するというような活動が少し見えていなかったような気がするが、その点のどんな考えかとの問いに、美術館の運営については、指定管理者が行ってきたということで、指定管理期間が限られていることで、地域との長期的なネットワークづくりという点においては本当に足りなかったと、点では連携していても、それを面的に広めていくということが足らなかったとの答弁でした。

別の委員より、小学校費の小学校教育振興事業で、備品購入費は小学校から予算要求があって配分、金額になったかとの問いに、備品購入費については、例年、予算編成の時期に各学校にヒアリングを行い、小学校教育振興に当たるものとして、例えば楽器、理科の設備であるとか必要なものをヒアリングを行って、全てを予算要求できないので、ある程度カット、バランスをとった、あるいは必要性等を勘案しながら予算づけを行っていくとの答弁でした。

別の委員より、工事請負費で、少年野球の専用グラウンドの設備の撤去工事で、少年野球が、グラウンドが減ってしまって練習がしにくい、どのようにしていくかとの問いに、専用グラウンドがなくなったということで大変御不便をかけており、現在は軟式野球連盟の中で一生懸命調整していて、1つグラウンドがなくなった中で、いかにできるかということを考えてやっていたいており、グラウンドについては、高浜緑地の整備を急ぐということで対応したいとの答弁でした。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費については、いずれも質疑ありませんでした。

認定第2号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

ジェネリック医薬品差額通知の実施の状況と効果についての問いに、26年度の2年間の実施件数119件、ジェネリック通知については、25年12月を皮切りに実施をしている。この春に、近隣

の保険者の通知件数、カバー率、医師会の先生方の医療現場の状況についてもアンケートし、その119件だったものを、今年度は対象拡大した。実施状況として、27年7月に、1回で96件と対象を拡大している。効果は、ジェネリックの差額通知を開始する前は、月当たり840円の切りかえの費用額だが、通知をするようになってから、一月当たり1万1,472円、通知をする前の13.7倍と理解しておるとの答弁でした。

別の委員より、お医者さんによってはジェネリックは使わないと言ってみえるお医者さんもいると聞いているが、どのように対策をとられているかとの問いに、この春に、医師会の先生方に医療の現場についての調査、簡単なアンケート調査に協力していただいた。患者さんからのジェネリック医薬品についての問い合わせを受けている先生は、全て回答があると答えています。処方についても、処方しているということです。回答いただいた先生は、皆さん、処方しているということで答えをいただいております。私どものほうが差額通知をさせていただく際に、非常に新薬が使われる進行性の、例えばがんであるとか状態が非常に日内変動、季節の変動があるような精神等の患者さんについては、差額通知は差し控えさせており、ジェネリックは、その先生、患者の中で話し合っ決めていただくとの答弁でした。

認定第3号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定については、質疑ありませんでした。

認定第4号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

接続率が向上しないというのがあると思うが、どのようにつかんでみえるかとの問いに、平成27年6月末現在の接続率81.9%と、昨年度と比べて余りふえていないが、これは供用開始面積、これが4月1日からふえていますので、そういったことを含めて、ほぼ前年度と同じぐらいの接続率を維持しているとの答弁でした。

別の委員より、総務省から、平成32年4月までに下水道事業の企業会計を導入するように準備するということだが、高浜市の目標はいつになるかとの問いに、まだいろいろ調整が必要となる。例えば日々の会計処理が水道事業と同様に発生すること、また例月出納検査が毎月対象となることなどから、職員数をどうするか、また現在の下水道担当の業務範囲と企業会計としての業務範囲、さらに条例、規則の改正等がある。今年度は、企業会計システムを導入するための準備を進めておる。現時点では、平成31年4月から導入したいというふうに思っているとの答弁でした。

認定第5号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については、質疑ありませんでした。

認定第6号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

介護保険は、滞納者が、25年が213人、26年が203人ということで、若干は減っているが、長く滞納されてみえるのか、この内容についての問いに、保険料、介護保険については、一応2年という時効があり、不納欠損という形になるという方もおみえになる。滞納者の方の分析というこ

とでは、年金をもらってみえない方、無年金者であるとか、年金を担保にしてお金を借りてみえる方、市税、それから国保税といった介護保険料以外の税を滞納している人、そういった方がふえているというのが実情であるとの答弁でした。

認定第7号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑ありませんでした。

議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第8号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について。

平成26年度高浜市水道事業報告書の営業成績で水道事業収益は、大口使用者の撤退並びに天候不順等の理由により、有収水量の減少に伴い給水収益が減少したとあるが、どれだけの影響が出たのかとの問いに、ミツカンフレシア中部工場で平成26年8月20日付で閉栓されている。25年度の年間使用料が2万5,163立方メートルでした。平成26年度は、8月20日で閉栓されるまでの使用量が1万353立方メートルでしたので、差し引き1万4,810立方メートルの有収水量の減との答弁でした。

別の委員より、市水道料金の収納率と有収率についてと、水道事業経営に大きく影響する水道料金収入の認定額と収入済額、収納率についての問いに、消費税込みの金額で、平成26年度末、3月31日現在の調定金額が7億8,129万7,639円、収入済額が7億846万6,539円、収入未済額が7,283万1,100円です。収納率は90.68%です。企業会計ですので、3月締めということです。一般会計の出納整理期限の5月末での収納済額は7億7,641万7,906円ということで、収納率が99.38%との答弁でした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第55号、挙手全員により原案可決。

認定第1号、認定第2号、挙手多数により原案認定。

認定第3号、挙手全員により原案認定。

認定第4号、挙手多数により原案認定。

認定第5号、挙手全員により原案認定。

認定第6号、認定第8号は、挙手多数により原案認定（訂正後述あり）。

以上が、審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

〔決算特別委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの決算特別委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第52号、第59号について、まず反対討論させていただきます。

議案第52号 高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定について、議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、関連がありますので、まとめて討論させていただきます。

本議案は、公共施設マネジメントに関する基本的事項を定めるとともに、市及び議会の役割等を明らかにすることにより、持続可能な財政運営のもと、市民の財産である公共施設をよりよい形で次の世代に引き継ぐためであるとしています。

しかし、基本方針の「（3）利用実態を踏まえた機能重視型の取組みであること」とありますが、計画を立てた段階から学校複合化を中心に置いて、学校から離れたところは切り捨てる方針が出ていること。

「（4）民間のノウハウや活力を取り入れる取組みであること」とありますが、高浜市の考えをしっかりと貫かれることと、民間の力をかりる、活力を取り入れることとは別問題であると考えます。秦野市は、公共施設総合計画で市中心部に空きスペースができたことから、そこを将来、高齢者用の空間にしようと市の計画に保全することを決めてあるそうです。

「（5）トップマネジメントにより推進され、総合的な視点から選択と集中を行う、財政と連動した取組み」となっていますが、トップマネジメントで取組みを行うのは、市民の声が活かされにくいということになるのではないかと、なぜそのような状況に置かれているのか、なぜこれらの施設は統廃合の対象とならなければならないのか、施設には別の使い道はないのか、施設がなくなってもコミュニティーが存続するためにはどうしたらよいのかなど、地域の人と話し合っ
て進める必要があるのではないかと。また、財政と連動した取組みとなっていますが、公共施設は市のものであるだけでなく、市民のものであり、市民のものであるなら、市庁舎のときのように拙速に進めず、理解を得てから進める必要があること。

市の役割、「4 市は、市民に対し、公共施設マネジメントに関する情報を分かりやすく提供するものとします」とありますが、提供するだけではなく、ともに考える、知恵もかりることが重要ではないかと。市民と一緒に考えて、進めていくことが抜け落ちていると考えます。

市民の協力、「公共施設の現状や課題についての理解を深め、公共施設マネジメントに参画し、協力するよう努める」となっています。地区説明会やワークショップに参加すると言われましたが、説明をしてよしという姿勢がかいま見えます。関心がない人に対して、どのように関心を持ってもらうのか、どのように努力をするのか、明確にする必要もあります。

補正予算は、マネジメント推進委員会委員謝礼26万2,000円、マネジメントアドバイザー謝礼28万4,000円が計上されていますが、市民の声がどのように取り入れられるのか不明確であり、第52号、第59号ともに賛成することはできません。

議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、まとめて討論をさせていただきます。

安倍自公政権が提出し、民主、維新などの賛成多数で可決された社会保障共通番号制は、国民一人一人に12桁の番号を付し、納税、保険料納付、医療機関での受診、治療や介護、保育サービスの利用などの情報を、ネットワークを使って公的機関が連携し、管理します。いわゆる全ての国民を丸裸にするものです。

マイナンバー法は、住基ネットとは比較にならない大量の個人情報を蓄積し、あらゆる分野で活用されます。役所への申請、病院の窓口や介護サービスの申し込みに使われるなど、公務・民間にかかわらず、多様な主体がアクセスすることで個人の情報が全て見えてしまいます。

これが導入されれば、個人情報が芋づる式に引き出され、プライバシーを侵害される危険性が高まることは明らかです。現に、日本年金機構から125万件もの情報漏えいが発覚し、国民の不安と怒りは広がっています。東京商工会議所で1万2,000件の漏えい事件も起きています。その解決は、いまだ進んでいません。今回の公的年金個人情報の大量流出は、公的機関の個人情報管理において、絶対安全などがないことを示しました。

マイナンバー制度では、情報が一たび流出したら、なりすまし被害などで致命的な被害をこうむるおそれがあります。個人情報の保護をするための条例であるからと賛成意見がありましたが、行政の関係者ならいざ知らず、規則や条例にあっても、人間の行うことであり、100%安全とは言えません。

内閣府がことし1月に実施したマイナンバー制度に関する世論調査によれば、同制度に対する懸念として、個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあるとの回答が32.6%、マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害に遭うおそれがあるとの回答が32.3%となっています。

マイナンバー制度の前提が崩れ、同制度の危険性が改めて浮き彫りになったと言わなければなりません。

ことし10月から、個人番号を記載した通知カードが送られます。そして、来年1月から、希望者に顔写真やICチップの入った個人番号カードを導入することを計画しています。

しかし、多くの国民は、制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げています。こんな状態で厳重な保管が必要な番号の通知を始めることは、個人情報を危険にさらします。

主要国首脳会議7カ国で、日本のように全員強制、生涯不変、官民利用の番号制度を導入している国はありません。導入したアメリカや韓国では、銀行口座など大量の個人情報が流出して被

害が発生し、見直しに追い込まれました。日本のマイナンバーは、世界の流れに逆行する時代おくれの制度です。

内閣府の最新の世論調査では、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上です。情報保護に不安を感じる人もふえています。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民に何ら不利益はありません。

初期費用3,000億円、年間経費に300億円もかかり、民間企業者の負担を含めると1兆円とも言われる莫大な費用や手間をかけて国民のプライバシー権を犯すマイナンバー法は中止すべきであると考え、この条例には反対します。

議案第53号 使用料及び手数料条例の一部改正については、いずれも人権を脅かすマイナンバー制度の関連議案であります。マイナンバーの個人番号通知カードの再発行に関する手数料の改正であり、賛成することはできません。

議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について、国会で自公民3党は厚生年金と共済年金を統合する被用者年金の一元化法を可決しました。それに基づく市の条例改正です。その中身は、厚生年金の給付や内容は何ら改善せず、保険料を高いほうに、給付は低いほうにそろえるという改悪です。

真に公平な年金制度を目指す改革とするなら、国民年金を含め、年金の低い部分の底上げを図ること、全体として格差を縮小することです。第1段階で低年金の部分的な底上げを行い、第2段階で最低保障年金を導入し、年金を底上げして、減らない年金・頼れる年金を実現することです。

議案第58号 財産の無償譲渡について、本件は旧高浜市立吉浜保育園の建物及び附帯する設備を社会福祉法人知多学園に無償譲渡するものですが、公立の保育園であった旧高浜市立南部保育園を、針の穴を通すようにしてと形容した方がいましたが、社会福祉協議会に移してから、どんどん民間委託や民間園に移してしまいました。これは、国の政策、民営化の流れに乗ったもので、公立園のよさ、長く勤務して、子供たちの低年齢から保育園や幼稚園を卒園するまでの期間、子供たちとともに学んだり、自分の子供を持つことによって子供を見る目が変わったり、また報酬の面でも公立園に比べると低賃金になることから、質の高い保育をし、安心して働き続けることは難しくなっています。

保育園の民営化に関する財産の無償譲渡の議案ですので、賛成できません。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。再開は、13時。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、杉浦辰夫議員。

○決算特別委員長（杉浦辰夫） 先ほどの決算特別委員会の委員長報告の中で一部訂正があるものですからお願いします。

採決結果の部分ですけれども、認定第7号を飛ばしていましたので、認定第6号、認定第7号、認定第8号を挙手多数により原案認定ということでよろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 皆様、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、議案第52号 高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定について、議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、市政クラブを代表しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第52号ですが、高齢化の波が押し寄せつつある中、これからあらゆる公共施設も老朽化による大規模改修や建てかえ、また同じように人口増加や経済成長に合わせてふえてきた道路や橋梁といったインフラ等につきましても、再度整備をしていかなければなりません。

そのような多額の税金を今後投入していかなければならない時代が迫っている中、いかに高浜市が将来の市民の皆様に向けて、責任を持って持続可能な財政運営をしていくのか、今の私たちに迫られているのが現実の状況であります。

この西三河地域は、非常に財政的に恵まれている地域であります。近隣市と同じように背伸びをして何でも進めていたら、家庭と同じで破産してしまう可能性、施設や道路でも、きのうは使えたけれども、きょうからは使えなくなってしまった、そんなふうにならないように、この議案は全体を把握し、財政バランスを含め、計画性を持って、どのように現状の公共施設の機能を少しでも残しつつ、皆様からお預かりした税金を使い、整備・運営していくのかを、市民の皆様に御理解と御協力をいただきながら、市も議会も責任を持って進めていこうというものであります。

少し飛びますが、議案第59号の補正予算では、庁舎移転に伴い、保管文書のスペースを現状のスペースよりもっと減らしていかなければなりません。そのために電子化して、限りある新しい庁舎の空間を倉庫だらけにしない、市民の方にも使っていただける空間や働く職員の空間も少しでも使いやすいように、利用がしやすいように確保していくための事業予算であります。

また、ほかに、さきの議案第52号でも述べましたが、今後、高浜市が限りある財政の中で、いかに全体のバランスを考えながら公共施設等の維持管理を進めていくのか、視野が狭くならない

よう、外からの視点やアドバイスをいただく、その分野にたけた第三者による委員会の設置に伴う予算、そして医療費の増加により、財政的な問題を抱えている国民健康保険、その加入者に対し、大病による入院や治療といった状態になる前にしっかりと健診を受けていただいて、健康管理や相談を医師会等との連携により実施していこうという国保ヘルスアップ事業の予算などがあります。

議案第53号と議案第56号は、国において議論され、決められたマイナンバー制度の国民・市民に向けた番号通知が来月から始まります。それに伴う番号通知カードの再交付、個人番号カード再交付などの追記や再交付の際の手数料等の整備、そして個人番号の不正な使用、情報漏えいをしない、されないための条文整備、実施機関が保有する特定個人情報の利用や提供の制限のほか、情報提供等記録の利用の制限の新たな規定の追記、保有特定個人情報の利用停止請求権に関する規定の追加など、どちらの議案も重要なものであります。

今回のこの4議案、市民の皆様にとって非常に重要な議案ばかりです。そもそも論反対だから、過去に議決されて進んでいるものに対して、よりよくするために環境を整えていこうという議案に対してまで全て反対などと言う。市議会議員として代議制で選んでいただいたことを考えると、少々私は疑問を感じます。

この議場にいる方々は、国の官僚や国会議員でも県職員でも県議会議員でもなく、市民のためにこの議場に入り、市民のために仕事を任されている人たちであると思います。この4つの議案は、陳情等でもありません。議案です。

どうぞ、皆様におかれましても、国における党派等関係なしに、しっかりとした御判断をしていただけるようよろしくお願い申し上げ、市政クラブを代表しての賛成の立場での討論を終了させていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、2番、神谷利盛議員。

〔2番 神谷利盛 登壇〕

○2番（神谷利盛） どうも失礼します。議長のお許しをいただきましたので、議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について及び議案第58号 財産の無償譲渡について、市政クラブとして、おのおの賛成の立場において討議をさせていただきます。

まず、議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正についてであります。この議案は、提案理由にあるように、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高浜市職員の再任用に関する条例を改正するものであり、当然行わなければならない改正であります。

改正内容は、附則第2条中の特定警察職員等への適用期日に関する規定において、特定警察職員等に係る定義として引用している地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号が厚生

年金保険法附則第7条の3第1項第4号に改められるのみであります。

なお、議案審議の過程において、年金制度の一元化に反対であることをもって本条例の改正についても反対をされる議員もみえましたが、年金の一元化の議論と今回の条例の改正内容とは全く関係ないものであります。

したが、議案第57号については賛成といたします。

引き続き、議案第58号 財産の無償譲渡についてでございます。

この議案は、旧高浜市立吉浜保育園及び旧高浜市吉浜児童センターの建物及び建物に附帯する設備を社会福祉法人知多学園へ無償譲渡することを議決するものであります。

現在は、建物及び附帯設備が無償貸与であることから、緊急にメンテまたは修理が必要となった事項が発生した場合など、行政当局との協議で時間を費やすことも考えられます。

また、経営者側の長期経営計画にほごを生じさせてしまう可能性もあります。

目的は児童の安全の確保であり、円滑な施設整備を進めていただくためにも、児童目線に立てば、社会福祉法人知多学園への無償譲渡については賛成をいたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

〔2番 神谷利盛 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、認定第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

認定第1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、本件は、歳入決算額146億4,117万145円、歳出決算額136億7,438万3,971円で、実質収支額は9億4,811万3,174円です。

歳入では、資本金10億円以上法人への不均一超過課税については、対象企業数60社、増収見込み額1億304万円ではありますが、山積みする住民要求や政策課題に応えるためにも、財源として早急に実施することを求めます。

固定資産税と都市計画税で45億円以上。市民の負担は重いものがあります。市民から固定資産税が高いとよく聞きますが、都市計画税を下げることで少しでも軽くすることができます。しかし、そのような考えはないとのことで、かたくなな態度であったことは残念でありました。

歳出では、リニア中央新幹線建設促進負担金を支出していますが、莫大なお金がかかる住民合意のない大型事業であり、負担金を中止すべきだと考えます。

神明グラウンドや豊田町の公園について、全然遊具がないことから、地元で声が上がっているとの意見に、地域に望まれた公園にしていくためにも、地域の声がより高く上がったとき、公園のあり方を研究・検討するとのことでありましたが、今必要としている子供が大きくなってしまおうと意見が返ってきています。

認定第2号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成26年度の加入世帯の状況は、世帯数5,354世帯、前年度末と比較して78世帯減少しました。年度末現在の被保険者数は9,464人で、前年度末と比較として242人減少しています。

保険税の収納状況では、調定額に対する収納率は88.8%で、前年度の88.7%と比較して0.1%増加しました。これは、景気がよくなったといっても、一部の大企業だけで、高齢者、低所得者や庶民は年金や所得の減少、雇用の悪化の影響を受けて、苦しい生活状況を余儀なくされていることを示すものであります。

ところが、国は、総医療費における国民健康保険への国庫負担を45%から38.5%へ削減し続けていることから、地方財政にもその影響を与えて、結果的には、ほかの医療保険と比較をすると、加入者の所得に対する保険税負担は高いものとなって被保険者を直撃しているのであります。収納率の低下を招き、さらなる保険税の値上げを招くというこのサイクル、悪循環を断ち切るためには、国に対して国庫負担率の復元、増額をさせることが必要であり、一層の要請行動等の取り組みをすべきであります。

さらに今後、県の運営にするとの方針が出されており、市民はこれ以上保険税が高くなったら払えないと悲鳴を上げています。市は、国保が社会保障制度であることを認識して、市民の命に責任を負う、この立場に立つよう求めるものであります。

認定第4号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成26年度は、全体整備面積890ヘクタールのうち、465.1ヘクタールが整備され、下水道整備率は52.3%となっています。下水道普及率は56.7%、水洗化率は81.3%になっております。接続率は、平成23年、24年など時間がたっているにもかかわらず、50%台となっています。

高齢化や年金の低年金化など、問題があると考えます。多額の費用を要すること、長期の期間がかかることなどから、合併浄化槽を取り入れれば、下水道中心の事業を転換し、かつ待ったなしの環境問題にも即応できます。

以前、中越地震で公共下水道事業が不通になって、修理に多額の費用と日時がかかると報道されたことがありますが、地震にも有利な合併浄化槽への事業促進を図るべきであります。

同時に、低所得者を対象とした公共下水道接続時の排水設備に要する費用への助成制度を創設し、下水道接続率を上げることを求めるものであります。

認定第6号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、平成26年度末の第1号被保険者は8,630人で、前年度比3.8%の増となりました。要介護認定者数1,496人で、高齢者人口に対する認定率は17.2%、65歳以上の要介護者は1,442人、40歳以上65歳未満の要介護者は54人となっています。

介護保険料の全体の収納率は96.3%で、前年度と同率でした。普通徴収の滞納者数は237人で、11.6%の減となりました。ずっと滞納が200人を超えています。このことは、低所得者の生活費

に占める介護保険料が重荷となっていることを示しており、保険料未納の一因となっている高い介護保険料の改善が求められています。

今でも特養入居者の待機者が164人いるのに、ことしから介護度3以上でないと特養に入れな
いとか、介護報酬の引き下げや要支援1・2のサービスが受けられなくなるなど、サービス低下
が全国的に始まっています。介護施設の職員も低所得で働いてみえます。

保険料払ってサービス受けられずでは、保険料詐欺と言われても仕方ありません。このような
実態を見直して、誰でも安心して介護サービスが受けられるよう見直しが必要です。

認定第7号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本件は75
歳以上という年齢の方だけで構成する差別医療保険であり、これまで扶養家族になっており保険
料を払っていなくても、75歳になると扶養から外され、保険料の支払いが義務づけられます。年
金がわずか1万5,000円の人からも保険料を徴収するという非情な医療制度であり、厚生労働省
の元局長も、うば捨て山と批判するほどです。

裁判も起こされていますが、高齢者の実態に合わせた保険料にするよう、国や県に意見を反映
させていくようにしなければなりません。

認定第8号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について、本件については、高浜市の水
道は県から100%受水している関係で、県の設備投資による県水の単価アップが直接影響を受け
る環境に置かれています。

したがって、当市は、県企業庁の水源確保にかかわって進めている徳山ダムの導水路や設楽ダ
ムもゴーサインを出しましたが、希少生物のネコギギの生息の問題、また山の地盤がもろく、ダ
ムをつくっても土で埋まってしまうとのダム建設に反対の意見もあり、拙速な工事は問題がある
と考えます。見直しが必要と考えます。

以上、理由を申し述べまして、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、6番、黒川美克議員。

〔6番 黒川美克 登壇〕

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第55号 平成26年度
高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について並びに認定第8号 平成26年度高浜市水道
事業会計決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、会計制度が改正と
なり、みなし償却廃止に伴う経過措置として、資本剰余金のうち既に償却が終わっているもの
について、未処分利益剰余金に計上されたことで未処分利益剰余金が大きくふえたもので、現金が
ふえたものではないという説明もありました。また、減債積立金、建設改良積立金にも積み立て
をされ、将来を見据えて適正に処分をされています。

次に、認定第8号の平成26年度高浜市水道事業会計決算では、大口使用者が高浜市から撤退されたことにあわせ、天候不順等で年間総給水量が前年度比7万3,394立方メートル減少したことで厳しい経営状況だったと思いますが、県営水道から供給される1日当たりの契約、承認基本水量を適切に管理運用され、平成27年度からはさらに200立方メートル減量した水量で運用されている旨の説明も受けました。適切に状況を分析し、判断し、費用の削減にも努力をされています。

また、施設の更新でも、老朽化した配水場の監視装置、次亜塩素素注入設備の更新をされるとともに、配水管の耐震化も順次進められています。

水道は、市民生活、社会活動に必要不可欠なものです。今後も経営の健全化に努めていただき、安定した経営を継続していただくとともに、計画的な水道管の耐震化並びに配水場の老朽施設の更新を行い、今後も市民生活、社会活動に影響が出ないよう努力をしていただくようお願いいたします。

最後に1点、平成26年度は、水道事業で2名の方の御不幸がありました。臨時職員探しや業務の継承で大変苦勞をされていました。平成27年度末には2名の方が定年退職をされます。今後も水道業務の遂行に支障が出ないように、当局におかれましては、人事配置については十分な配慮をしていただきますよう強く要望して、賛成討論とさせていただきます。

〔6番 黒川美克 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、認定第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号まで、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成26年度は、第6次高浜市総合計画中期基本計画のスタートとなる年度でありました。中期基本計画における基本目標を見据え、まちづくり、子供・教育、産業・防災、健康の4つの施策に重点を置くとともに、一方で、日々の市民生活と密接に関連する業務についても、バランスに配慮され、取り組まれたものと理解しております。

初めに、認定第1号 一般会計から申し上げます。

基本目標の1点目、まちづくりでは、まちに対する愛着の向上につながる事業として、アシタのたかはま研究事業に取り組まれました。

この事業は、幾つかの事業で構成されていますが、しあわせづくり計画策定では、しあわせづくりフォーラム、職員ワークショップを通じて、市民が自分の幸せを考え、幸せを実現するためにみずからできることのきっかけづくりを創出するという貴重な取り組みであったと評価しております。

また、子ども防災リーダー養成事業では、まちづくり力の強化を進めていく上で、大人だけではなく、子供たちもその一翼を担っていることを大変頼もしく感じております。

次に、基本目標の2点目、子供・教育では、待機児童ゼロ、子育て・子育て支援の充実につながる事業に取り組みました。

平成26年度は、民間保育園2園が開園し、保育を必要とする3歳未満児の受け入れが新たに確保できたということであります。いずれの園におかれましても、運営者のそれぞれの特徴を生かしながら、しっかりと保育され、保護者の評価も好評とのことであります。待機児童対策への積極的な取り組みとして評価をいたしております。

次に、基本目標の3点目、産業・防災では、主に防災・減災につながる事業に取り組みました。

南海トラフ大地震の発生が懸念される中、平成26年度は南海トラフ大地震を想定した被害予測に基づく地震・津波被害にあわせて、水害被害をあわせたマップを作成し、全世帯配布を行われたわけですが、今後どのように地域の防災・減災対策、そして自助・共助力を向上させていくかは必須の課題であると思われまます。

こうした中、地域防災ネットワークの構築を市民と行政がともに考える場として、防災ネットワークきずこう会が昨年度に引き続き開催されており、地域防災ネットワークの構築は継続的な取り組みが期待されるものとして理解しております。

次に、基本目標の4点目、健康では、認知症対策の強化につながる事業、生涯現役のまちづくりの推進につながる事業に取り組みました。

生涯現役のまちづくり創出事業につきましては、平成25年度は38カ所の健康自生地に認定されましたが、平成26年度は63カ所と、25カ所が新たな健康自生地に認定されました。より多くの高齢者が健康自生地に出かけるようになったとお聞きしており、事業の定着化が進んでいることを実感するとともに、当面88カ所を目標にしているとのことであり、目標達成に向けた取り組みを期待しております。

また、この事業は、認知症予防に資するものとして認識いたしておりますが、当市の認知症予防対策は、高浜市を、国立長寿医療研究センターと共同で先駆的な検証事業が実施され、認知症になりにくい地域となることを目指しているとのことであり、その成果を期待しております。

ただいま申し上げました4つの重点施策のほかにも、市政クラブからは、公共施設の保全計画について、情報公開や市庁舎及び高浜小学校更新事業の方向性を示すことの政策提言を行っておりますが、今後もしっかり取り組んでいただけるものと期待しております。

以上、一般会計の歳出面の評価を申し上げましたが、全体のまとめとして、平成26年度決算は、景気の緩やかな回復により、個人市民税の所得割や法人市民税の法人税割が増加し、リーマンショック前の税収を取り戻しつつありました。景気回復による市税収入の増という外部環境の変化はあるものの、市の貯金である財政調整基金への積み立ては平成26年度末の残高が13億4,330万円となりました。公共施設等整備基金につきましても、基金残高は9億6,174万円となり、リー

マンショック前の残高まで回復するに至っております。堅実な財政運営が行われているものとして理解しております。

次に、特別会計及び水道事業会計ですが、初めに認定第2号 国民健康保険事業特別会計では、実質収支額1億688万円から前年度の実質収支9,854万円を控除した単年度収支833万8,000円の黒字となり、一昨年度、昨年度の赤字から黒字に改善しております。このことは、滞納繰越分の回収等による一定の成果と評価しております。

歳出面では、平成26年度はデータヘルス計画を策定されておりますが、このことは平成27年度の新規事業である国保ヘルスアップ事業につながっていく計画であり、加入者の健康管理と国保財政の安定化につながるものと期待しております。

次に、認定第4号 公共下水道事業特別会計は、供用開始区域面積が465.1ヘクタールとなり、整備率は昨年度より2.8%増の56.7%となり、計画的に整備が進められているものと理解しております。

認定第6号 介護保険特別会計では、平成26年度の保険給付費の決算額は21億9,284万円で、前年度対比6.9%の伸びとなっており、今後も介護保険にかかる費用は増加し、厳しい財政運営が予想されるところであります。

平成26年度に策定された第6期介護保険事業計画では、計画に掲げる基本目標「要支援にならない・させない・戻らない」の達成に向け、さまざまな施策を展開し、住みなれた地域でみんなが生き生きと暮らせるよう、たかはま版地域包括ケアシステムの構築、そして持続可能な制度の継続をお願いいたします。

次に、認定第7号 後期高齢者医療特別会計であります。現行の後期高齢者医療制度として、関係法令に基づき適切に対応され、高齢者の医療確保、健康保持に努められてきたものと認識しております。

今後も、関係法令に基づき、適切な運営に当たっていただくようお願いいたします。

最後に、認定第8号 高浜市水道事業会計決算であります。水道事業経営に大きく影響する有収率を見ますと95.96%となっており、名古屋市を除く県内33事業体との比較で高いほうから3番目ということであり、効率的な経営に努められているものと推察いたします。監査委員意見書のむすびのとおり、当年度純利益は1億1,523万円であり、安定した経営が行われているものと評価しております。

水道は、市民生活にとって、なくてはならない生活基盤でありますので、計画的な事業推進に努めていただくことをお願いし、認定第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号までの賛成討論といたします。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） それでは、議長のお許しを得ましたので、陳情第4号、第7号、第8号について、賛成の立場から、日本共産党を代表して討論させていただきます。

まず、陳情第4号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情と陳情第8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情について、まとめて討論を行います。

本陳情は、一連の海外派兵法を推進してきた防衛官僚や内閣法制局長官、それから自民党の最高幹部を含めて反対に回ってみえます。それは、過去の法案で曲がりなりにも維持されてきた憲法9条の制約を完全に打ち払うという点で異質なものだからです。平和国家としての戦後日本の出発点を完全に否定する法案は、廃案しかないと考えます。

また、第8号について、随分ゆがんだ解釈をしているという意見もありましたが、安全保障関連法案が違憲だと答えた人は56.6%、今国会での成立に反対する人は68.2%、政権が十分に説明しているとは思わないとの回答は82.9%にもなります。国民の間に政府の説明責任不足や法案への疑問や不安が広がっているからこそ、個人個人の運動として毎日のように反対の声が起きていたのです。

さらに、公明党を離党して、無所属として、ことし4月の一斉地方選で立候補、当選された武豊の議員さんの例もあります。

また、安全保障法が国会を通ったといっても、国会の会議録にも聴取不能と書かれているように、通し方も法治国家の体をなしてはいません。

以上のように、政府は今後も国民が納得のいくように十分な説明をするよう努力されるようにという意見書を出すよう求めるものですので、賛成いたします。

陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情、本陳情は、取り扱い団体、私学をよくする愛知父母懇談会、愛知私学助成をすすめる会の2団体で、陳情代表者は高浜市向山町に住んでみえる古鷹幹子さんより提出された陳情であります。

本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母、市民にとって切実な問題です。とりわけ、準義務化された高校教育においては急務です。引き続き、教育に機会均等の保障の精神に立ち、市としても授業料助成を拡充してくださいというものです。

高浜市が私学助成をしています。平成26年度の決算で、人口が約4万6,200人、対象者が74人、総額129万3,000円、知立市は約6万6,700人の人口、対象者が442人、総額524万276円、碧南市は人口約7万1,900人、対象者が264人、総額310万5,600円となっています。一概に人口だけでは私学助成の利用ぐあいを推しはかることはできませんが、所得制限をかけている高浜市の利用

者は、人口からいっても少ないと考えます。

高浜市は十分助成をしているので反対という意見がありましたが、この対象者の数を見ても、十分助成をしているとは言えないと考えますので、賛成をいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） お許しをいただきましたので、陳情第4号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情、陳情第8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情につきまして、反対の立場から、公明党を代表しまして討論をさせていただきます。

陳情第4号につきましては、福祉文教委員会におきまして、当初、参議院において審議中ということで、意見書の案文の中身を1カ所削除または変更していただければ賛成させていただくということで賛成をしましたが、この平和安全法制の関係法は19日の参院本会議で可決、成立をしました。

戦後最長の95日間の会期延長となりました第189回通常国会は、25日に27日の会期末を前に閉幕しました。

以上のことから、この陳情第4号には反対とさせていただきます。

陳情第8号につきましては、この平和安全法制は、国際平和支援法という名称の新しい法案と、自衛隊法を初め主要10本の改正を行う平和安全法制整備法案の総称で、その主な内容は自衛隊が活動する際の要件、手続などを定めるものです。

日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し、厳しさを増しています。戦後70年間、日本は平和憲法のもとで専守防衛に徹し、他国に脅威を与える軍事大国とはならず、非核三原則を守る安全保障政策の基本方針を堅持してきました。

憲法9条が認めているのは、自国防衛のための武力行使であり、今回の平和安全法制でも一切変更されておらず、他国防衛にならないための明確な歯どめとして自衛の措置の3要件が定められました。自衛隊が武力行使を許されるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻・重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られます。陳情第8号での憲法違反とか戦争法案というのは、的外れではと思います。

また、他国を武力で守る集団的自衛権行使を可能にすると明記されておりますが、国際社会の平和と安全のために自衛隊が実施する貢献は武力の行使であってはならず、国連平和維持活動（PKO）や国際平和のために活動する外国軍隊への後方支援活動に限定されます。特に、輸送や補給などの後方支援の場合、現に戦闘が行われている場所では実施されないため、自衛隊の後方支援が他国軍隊の武力行使と一体化することはありません。自衛隊が外国の戦争に参加するな

ど、あり得ないことです。

平和安全法制の整備により、万が一の事態にしっかりと備えると同時に、国民の命と平和な暮らしを守るための平和安全法制であり、陳情第8号では国民の不安をあおるような誤った解釈の内容であり、この陳情では平和安全法制整備法案の成立を断念するよう求めています。先ほどと同様、19日の参議院本会議で可決、成立をしました。

以上のことから、この陳情第8号には反対させていただき、反対討論とさせていただきます。

〔16番 小野田由紀子 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、5番、長谷川広昌議員。

〔5番 長谷川広昌 登壇〕

○5番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第4号、陳情第7号、陳情第8号につきまして討論させていただきます。

まず、陳情第4号の国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

陳情第4号につきましては、先日、国会において安全保障関連法が成立いたしました。

しかしながら、本陳情書に記載がございますとおり、憲法違反との指摘が憲法学者から多数あること、国民への説明不足との意見が多数あること、法案への疑問や不安が国民に広がっている実態も市民集会やデモ等で明らかになっていること等により、国会での慎重審議を慎重かつ丁寧に進めるよう求めることはもっともなことだと考えます。本陳情書の趣旨でもある国民の声にもっと耳を傾けてほしい、もっと説明してほしい、もっと国会での審議をしてほしいなどの国民の声は、報道機関の世論調査の結果でもわかるとおり、法律成立後においても依然多数ございます。

よって、国及び政府におかれましては、今後、さまざまな場面で国民の声をしっかりと聞いて、慎重な審議、丁寧な説明をしていただけるよう要望を込め、国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書には賛成をいたします。

次に、陳情第7号の私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情につきまして、趣旨採択の立場で討論させていただきます。

陳情第7号につきましては、国・県ともに、自治体においても、将来を担う子供たちのために父母の負担軽減と教育条件の公私格差を少しでも是正していくことは必要だと考えます。

ただし、他市が私学助成を廃止したりする中で、本市は所得に合わせ、2万4,000円、1万2,000円と助成されており、これは県内トップクラスでございます。助成について、所得制限を設けるか、もしくは所得制限なしの一律額にするかという議論の余地はあるかと思いますが、現状維持が妥当だと考えます。

ただし、教育や子供施策は、今後さらなる拡充が必要な分野でもあると考えますので、本陳情には趣旨採択とさせていただきます。

最後に、陳情第8号の「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情につきまして、趣旨採択の立場で討論させていただきます。

先日、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とした安全保障関連法が成立いたしました。法的な枠組みが整ったことで、日米の同盟関係は強化され、自衛隊の海外での活動が拡大し、戦後の安保政策は大きく転換すると考えられます。

一方、本陳情にも記載があるとおり、安保法には憲法違反との指摘が絶えず、また共同通信社が9月19日、20日両日に実施した全国緊急電話世論調査においても、安全保障関係法について、国会の審議が尽くされたとは思わないとの回答が79%、国民への説明について、十分でないとの回答が81.6%ということであり、十分に民意を得ていないと言わざるを得ません。

したがって、本陳情において、一部偏った表現等も見受けられますが、憲法違反の指摘が絶えないことや国民への説明不足、国会での審議不足があることは否めないため、本陳情には趣旨採択とさせていただきます。

〔5番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、2番、神谷利盛議員。

〔2番 神谷利盛 登壇〕

○2番（神谷利盛） では、お願いします。議長の許可をいただきましたので、陳情第4号、陳情第8号について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、陳情第4号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書についてですが、この陳情の趣旨は意見書を提出してくださいというものでございます。この意見書提出の前提となるのが、参議院での慎重審議を行うようお願いしてくださいというもので、9月29日すなわち本日現在、参議院で審議が行われていることが大前提となります。

しかしながら、この法案は9月19日に参議院で可決されてしまいましたので、意見書として提出する意義を失ってしまいました。

委員会では賛成としておりますが、本陳情については、以上の理由により反対とさせていただきます。

次に、陳情第8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情についてですが、要約すると、平和安全法制整備法案の成立を断念するよう、国に対しての意見書の提出を陳情されたものです。この陳情は、陳情第4号と同様、9月19日に参議院で可決されてしまいましたので、陳情する意味そのものがなくなってしまいました。

したがって、本陳情については反対とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

〔2番 神谷利盛 降壇〕

○議長（幸前信雄） 次に、1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、陳情第7号を反対の立場で討論させていただきます。

現行の市町村独自の授業料助成を拡充してくださいとの内容について、補助事業は各市町村で実施されており、高浜市は所得制限があるものの、近隣市と比較しても2万4,000円と、近隣9市の中では補助額が最も高く、手厚いものとなっております。

さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校生には国から就学支援金が支給されたことにより、独自の助成を廃止・削減する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持しています。

このようなことから、現状のままでよいと考えますので、この陳情には反対とします。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（幸前信雄） これより採決いたします。

議案第52号 高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第58号 財産の無償譲渡について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、各常任委員長及び公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。
次に、認定第1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第2号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第3号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第4号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第5号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第6号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第7号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第8号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。
次に、陳情第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、陳情第3号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 国民の声に耳を傾けた安全保障関連法（案）の審議を日本政府に求める意見書提出に関する陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第5号及び陳情第6号の審査の過程におきまして、趣旨採択という意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 陳情第7号及び陳情第8号につきましても、趣旨採択を入れて採決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） ただいま陳情第7号及び陳情第8号についても趣旨採択という御意見がありました。採決に当たり、陳情第7号及び陳情第8号についても趣旨採択を入れて採決していきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、陳情第5号から陳情第8号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、まだ、私も議員生活5年目ということで、今回、こういうケース、初めてなんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、先ほど5番議員の賛成討論の中で、賛成討論ということで名前が上がっていますが、第7号、第8号、ちょっと趣旨採択というふうに私聞こえたんですけれども、そこら辺というのは、ちょっと説明をしていただけるかと。どうですか。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 動議、休憩動議を求めます。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後2時6分休憩

午後2時12分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

動議を申し入れた議員の方から、動議の理由説明をお願いいたします。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ただいまの動議でございますけれども、5番議員が陳情第7号、第8号に対しての趣旨採択というお話が今ございました。その前に、賛成討論という立場の中で趣旨採択という討論をされたというところがございましたので、これに関しましては非常に会議上も違和感があるということで3番議員の発言もあったのかというふうに思いましたので、休憩をもってその部分をしっかりとお聞かせいただきたいということで動議をさせていただきました。

以上です。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 委員会で発言する機会がありませんでしたので、討論において、議会事務局長等と相談し、発言をお願いさせていただきました。

○議長（幸前信雄） 理由の説明はよろしいでしょうか。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 私どもの場合は、委員会所属がなければ、当然委員会での発言の機会がないということでございますけれども、実際、過去、高浜市議会において、賛成討論という、例えば議長が賛成討論を求める、反対討論を求めるという場面はありますけれども、趣旨採択についての討論を求める場面というのはございません。そういう討論を、私の経験上も聞いたことがないものですから、賛成討論という名目の中で趣旨採択という形で討論されたことに違和感があるということは、これは消せるものではないものですから、やはりそのところは今後しっかりと

対応していただきたいということを議会事務局のほうにもお伝えしたいと思います。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） すみません。ありがとうございます。一応、討論通告書において、趣旨採択に丸をして事務局長のほうには提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（幸前信雄） 今後は、こういうこと、例外的な措置をする場合は、これ申しわけございませんけれども、議会運営上の話になりますので、議会運営委員会にかけていただいて発言を許可していただく、そういう手続を踏んでいただくようによろしくお願いいたします。

事務局は、あくまで手続で受けているだけです、議会運営委員長のほうに提出いただくようをお願いいたします。

では、引き続き採決を行ってまいります。

陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（幸前信雄） 起立なしであります。よって、陳情第5号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（幸前信雄） 起立なしであります。よって、陳情第6号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号 「戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に求める意見書」の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立多数であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時30分。

午後2時18分休憩

午後2時28分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（幸前信雄） 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告についてを議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務建設委員長、浅岡保夫議員。

4 番、浅岡保夫議員。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 登壇〕

○総務建設委員長（浅岡保夫） こんにちは。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月15日より17日までの3日間にて、岩手県紫波町及び宮城県仙台市を視察いたしました。商業振興施策について、紫波町のオガールプロジェクトですが、このプロジェクトは、もともと紫波町中央駅前都市整備事業のことで、JR新駅の誘致と駅前開発、老朽化建てかえの庁舎問題、図書館の新設要望等に対して、10年にわたり塩漬けになっていた土地を、2009年に策定した紫波町公民連携基本計画に基づいたオガールプラザとオガールベースを両輪とするオガールプロジェクトと呼ばれているものであります。

このプロジェクトは、今までの手法とは違い、補助金に頼らない新しい公民連携手法として、最初にテナント等を固め、次に建物の規模や建設費用を算出して進めたとのことでした。

主導したのは、当時の藤原町長と、キーパーソンとして元UR職員の地元出身の岡崎氏が中心になって始まったとのことでした。

PPPのノウハウを、社会人経験と東洋大学大学院の公民連携専攻で根本祐二教授に教えを受けたとの説明でもありました。

オガールプラザは、延べ面積5,800平方メートルの2階建ての建物で、紫波町産の木材を使っていて、プラザの入居率は100%、民間テナントは、ほぼ県内事業者が占めているとのことでした。

建設費用のコストカットのため、特別目的会社がオガールプラザを約11億円で建設し、その後、公共施設部分、図書館等を紫波町に売却した。売却した費用以外は、銀行の融資や町と政府系金融機関の出資で賄ったとのこと。

今まで、ほかの地域では、補助金に依存して失敗する公共開発事業が自治体財政を長期にわたりむしばむ状態になっていましたが、今、必要な活性化事業は、これからはしっかりと採算を考えないと、自治体の負担となり、活性化どころか地域の衰退を加速することになるとの考えでした。

オガールベースの中核施設は、バレーボール専用体育館と合宿もできる宿泊施設であります。

この紫波町は、県の中央に位置し、南北に開けた自然豊かな土地で、面積が239平方キロメートルであり、特徴としては、果樹生産地であり、全国屈指のモチ米の産地でもあります。現状としては、人口は横ばい、約3万3,000人、平成27年3月末で世帯数約1万1,600世帯であります。大都市圏と比べると小さなマーケットであると思われれます。それゆえに、ライバルが少ないと考えられ、そこがポイントであり、マニアックなファンを集めるという、すなわちしっかりとコアなファンをつかめば景気に左右されないという考えを持ち、また市場規模からすれば、十分に食

べていけるマーケットであると判断して進めてきたとのことでした。

次に、宮城県仙台市において、防災施策の取り組みについて、地域版避難所運営マニュアルについての視察を行いました。

仙台市は、東日本大震災により甚大な被害を受け、その震災の教訓をもとに、地域版避難所運営マニュアルの作成をしたとのことでした。

このマニュアルの特徴は、このマニュアルに沿っていけば、その地域の実情に合った避難所運営マニュアルを作成することができるということにあります。したがって、地域の実情に合ったマニュアルを作成する方法を資料集マニュアルとしてまとめたものということになります。

その内容ですが、基本的な部分は全市共通であるけれども、細かい部分は地域によって差が出てきます。地域のコミュニケーションがうまくいっているところのマニュアルは、それなりのマニュアルになっており、うまくいっていないところは、うまくいっていないようになりますとのこと。市としては、それぞれの地域でよりよいものをつくり上げていただくというのが一つの結論、考えであるようでした。

仙台市危機管理室防災計画課の飯島博樹さんの説明は、みずからの実体験を通しての説明でしたが、気迫を感じておりました。実際の避難所ごとの運営には、やはり日ごろのつながりがあるところはよいようだとの実感がありましたとのことでした。

このマニュアルは、全市共通事項と地域の特徴とが反映できるようになっているので、災害時の避難所としての規模は余り関係ないと考えられ、ほかの地域でも利用可能であると思われました。

また、マニュアルは、平時の事前準備解説編と災害時の活動編になっています。仙台市では、各地区に担当職員が決まっているとの説明もありました。非常にうまくまとまっていると思われるので、高浜市にもよいところはしっかりと取り入れていきたいと思われました。

以上が調査の概要であります。詳細につきましては、議会事務局に資料がございますので、御参照いただきますようお願いいたしまして、御報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、柴田耕一議員。

7番、柴田耕一議員。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 登壇〕

○福祉文教委員長（柴田耕一） それでは、御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告を申し上げます。

去る7月6日より8日までの3日間、岡山県総社市、大阪府池田市、大阪市、豊中市の4市を視察いたしました。

7月6日、第1日目、岡山県総社市では、障がい者千人雇用の取り組みについての行政視察を

行いました。

総社市は、平成20年のリーマンショックで、市内で2,000人以上が職を失い、有効求人倍率も過去最低の0.29倍という状況下。こんなときこそ支援すべきは障がい者であるとの市長の熱い思いから、平成23年5月、ハローワーク、企業関係者等から成る障がい者千人雇用委員会組織を設置。その後、ハローワークと「福祉から就労」支援協定、商工会議所と包括協定等を締結。会員企業に対し、助成制度の周知、セミナー、雇用意向調査、福祉的事務所の見学等を開始し、障がい者千人雇用実現のため、基本的事項や市、企業、市民の役割を明確化させる障がい者千人雇用推進条例を平成23年12月に制定。24年4月には、就学前・就学時の支援、安心した老後のための居住支援等を視野に入れたライフステージ支援、障がい者千人雇用センターを設置。26年6月には、福祉的就労から一般就労へ移行し、6カ月以上経過した方に10万円を支給する独自施策就労移行支援金制度の創設等、充実を図ってきたとのことです。

今後も、市、ハローワーク、雇用開発協会、商工会議所とともに、障がい者と企業の出会い場づくり、障がい者就職説明会を開催し、その人に合った形での就業・生活支援等が継続的に受けられる障がい者千人雇用システムのPR等を行い、市民、企業にも雇用状況、成果等を報告しながら理解を求めていきたい事業とのことでした。

当初、180人の就労が、27年6月には865名になっているとのことでした。

7月7日の2日目、大阪府池田市で「教育のまち池田」小中一貫教育の取り組みについての行政視察を行いました。

池田市では、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた子供を育成するという基本的な考えのもと、学校協議会や教育コミュニティづくり推進事業など、地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりに努め、池田の子供たちがこれからの変化の激しい社会を力強く生き抜き、時代を担い得る大人になるように、教育ビジョン、池田の子供に育みたい力を示し、学びつつ、ともに生きる池田っ子の育成に向け、義務教育9年間を一体的に捉えた小中一貫教育校を全市的に展開させ、1つの中学校に2つの小学校が通う中学校区が4学区、3つの小学校が通う中学校が1学区、計5中学校区の小小連携、小中連携、施設分離型小中一貫教育を行ってきたが、本年度4月から1中学校区——これは学園といいますが、同じ敷地内に9年間、ともに学び合う施設一体型小中一貫校が開校し、学習面や生活面において、一貫性・連続性のある教育環境が整ったとのこと。子供たち一人一人の豊かな学びと育ちへとつながるか、地域とともに池田っ子の育成に向け、今後の評価等、注意していきたいとのことでした。

7月8日の3日目、大阪市では、校長経営戦略予算についての行政視察を行いました。

大阪市立学校活性化条例では、教育振興基本計画や学校運営の指針を踏まえ、校長は毎年、学校運営に関する計画を定め、その目標を達成するために必要な経費を教育委員会に要求することができる」と規定しており、この規定に基づく新たな制度として、校長がリーダーシップを発揮し、

学校や地域の実情に応じた取り組みを校長の裁量により推進できる事業として実施されました。

この制度は、保護者及び地域住民その他との連携及び協力を図るとともに、子供及び保護者の判断選択を支援し、子供の最善の利益を実現させるため、市民等の意向を的確に把握し、教育状況、情報を積極的に提供し、適切に反映させつつ、学校協議会の意見を聞き、3カ年計画及び毎年の計画——学力、体力、道徳、体験学習等を立て、学校の運営に対し、校長の権限の強化を図る制度とのことでした。

予算は、基本配付予算額と加算配付予算額があり、基本配付予算額は各校20万円支給されますが、本制度を利用し、特色ある学校づくりに必要な事業を計画・実施する学校に対し、基本配付予算額に加え、加算配付額500万円を上限に、第三者による評価を受け、必要な経費を加算配付される事業であるとのこと。平成25年度では、459校中364校、約79%の申請に対し、75校、約21%の加算対象校があった。平均加算配付額は約300万円とのことでした。本年度は、96%の申請があり、約50%の加算対象校を目指して、目標としているとのことでした。

3日目、午後、豊中市では、生活困窮者自立支援制度についての行政視察を行いました。

本制度は、平成25年から行っており、市民、産業、経済、労働担当部局である市民協働部の雇用労働課が担当課として実施しているとのこと。

この事業は、これまで市が実施してきた地域就労支援センター、無料職業紹介所の経験を生かし、就労支援施策の新たな展開として、複雑な就労疎外要因を有する相談者への対応、市役所まで届かない層に対するアウトリーチ対策として、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや民間事業者と連携をとり、高齢者、若者、女性、単身女性や母子家庭の母や障がい者など、暮らしが崩れかけた市民の早期発見、早期支援を目的とした、くらし再建パーソナルサポートセンターを開設。経済的困窮だけでなく、社会的孤立層の困窮状況への対策・対応等、一人一人にそれぞれの状況に応じた支援を行い、これまで以上に敷居を低く、窓口を広げ、一層相談者の求めていることの本質を聞き取り、全庁的コンセンサスの体制づくり及び地域住民総出で支え合う地域社会ぐるみの総合相談仕組みづくり等、はざまを埋める支援体制の構築に取り組んでいる事業とのことでした。

しかし、支援体制や運営体制は、それぞれの地域の実情に応じた制度にしていかなければ十分に機能しないとのことでした。

以上が調査の概要ですが、詳細につきましては、議会事務局に資料が提出されていますので、御参照いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔福祉文教委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

○議長（幸前信雄） 日程第3 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

〔14番 鈴木勝彦 登壇〕

○14番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行・問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は、10年間で3万1,800人の定数改善をはかる「新たな教職員定数改善計画案」を打ち出し、概算要求にその初年度分として2,760人の定数改善を盛り込んだものの、学級編制基準の引き下げなど、少人数学級の推進についてはふれられておらず、不十分なものであった。さらに政府予算においては、500人の加配による定数改善のみにとどまるとともに、教職員定数全体については、昨年度を上回る、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減がなされ、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としてはたいへん不満の残るものとなった。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成28年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

よろしく願いいたします。

〔14番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（幸前信雄） 日程第4 安全保障法制の慎重審議を求める意見書を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

5番、長谷川広昌議員。

〔5番 長谷川広昌 登壇〕

○5番（長谷川広昌） 御指名をいただきましたので、安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、先日、国会において安全保障関連法が成立し、提出時期についての考え方はさまざまあるかと思いますが、本意見書（案）の趣旨は、法案成立後の報道各社の世論調査等を踏まえ、国民の理解が得られているとは言えず、今後も国民の声をもっと聞いてほしい、国会でもっと審議を尽くしてほしい、国民へ十分な説明をしてほしいという国民の声は変わらないと考えることから本意見書（案）を提出したいので、皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

それでは、案文の朗読をさせていただきます。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）

2015年7月15日、衆議院安保法制特別委員会にて、翌16日、衆議院本会議にて、安全保障関連法（案）が可決されました。

この法案は、中日新聞社のアンケートに回答した憲法学者204人のうち約9割に当たる184人の憲法学者が違憲として廃案を求めている法案です。

共同通信社が7月17日と18日の両日に全国緊急電話世論調査を実施したところ、安全保障関連法（案）が衆議院採決をよくなかったと答えた人は73.3%、安全保障関連法（案）が違憲だと答えた人は56.6%、安全保障関連法（案）に反対の人は61.5%、今国会での成立に反対する人は68.2%です。政権が安全保障関連法（案）について、十分に説明しているとは思わないとの回答は82.9%にも上り、十分に説明していると思うは13.1%でしかありません。

8月10日に発表されたNHKの電話世論調査では、安倍内閣が集団的自衛権の行使容認を含む安全保障法制の整備を進めていることを評価するかどうかについては、大いに評価するが7%、ある程度評価するが23%、余り評価しないが32%、全く評価しないが32%です。集団的自衛権の行使を可能にすることなどを盛り込んだ安全保障関連法（案）を今の国会で成立させるという政府与党の方針に賛成が16%、反対が47%、どちらともいえないが31%です。安全保障関連法について、政府が国会審議の中で十分に説明していると思うかどうかについては、十分に説明しているが9%、十分に説明していないが58%、どちらともいえないが24%です。

国民の間に政府の説明責任不足や法案への疑問や不安が広がっている実態が明らかになっています。

よって、国及び政府においては、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受けとめ、今通常国会での改正・成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう強く求め、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月29日。高浜市議会。

以上であります。

なお、提出先につきましては、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官でございます。

よろしく願いいたします。

〔5番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ただいま、意見書（案）の提案説明をされましたけれども、この意見書（案）を見ても、今回のこの意見書（案）の内容からこの意見書の提出の目的がわからない、理解ができませんので、いま一度御説明いただきたいということを思います。

理由は何かというと、高浜市議会の名を使って意見書を提出するに当たって、なおかつ市議会

議員という立場から、より多くの賛同の議員を得るためには、しっかりとした目的を持ってその説明をするべきだということをおもっています。

今回のこの意見書（案）に関しましては、時期が外れているにもかかわらず、逆に言うと、もう少し中身を変えることによって非常にいい意見書になる可能性もあるにもかかわらず、全くいじることもなく、そのままの意見書（案）が提出されておる。ましてや、その案文を朗読のみの提案理由ということでは理解ができませんので、いま一度御説明いただきたいと思っております。

○議長（幸前信雄） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 先ほど、提案説明でも説明させていただきました。

提出時期についての考え方はさまざまあるかと思うということで、本意見書（案）の趣旨は、法案成立後の報道各社の世論調査等も踏まえますと、国民の理解が得られているとは言えず、今後も国民の声をもっと聞いてほしい、国会でもっと審議を尽くしてほしい、国民へ十分な説明をしてほしいという国民の声は変わらないと考えることから本意見書（案）を提出した次第でございます。

提出時期について、内容が変わっていないという、今、質問もありましたけれども、これは陳情者の思い、陳情者がつくってきた文章でありますので、これは十分尊重し、このまま案文にさせていただきます。

以上です。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、例えば現段階における意見書としては、今、提案の中でも説明が、回答の中でもありましたように、国民の意見をもっと聞いてほしいとか国民にもっと説明してほしいとかという部分に関しては、もう少しそれがこの時期に合ったような形につけ加えることも十分にできるということを思いますので、そこのところは欠落しているところというのが理解できません。

これは質問ではありませんので、そういう意味だけをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（幸前信雄） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第2号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書について、原案を可決とすることに賛

成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立少数であります。よって、意見案第2号は否決されました。

○議長（幸前信雄） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 長時間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

平成27年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月1日から本日29日までの29日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、議案14件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御同意、御可決あるいは御認定を賜り、報告2件につきましてもお聞き取りを賜り、ありがとうございました。

御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（幸前信雄） これをもって、平成27年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月1日開会以来、本日までの29日の長期間にわたり、議員各位には大変御多忙中にもかかわらず、終始御熱心に審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日ここに、その全案件を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに厚くお礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午後3時4分閉会
